

第八十回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和五十二年三月二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小泉純一郎君

理事 山田 芳治君

理事 中村 正雄君

足立 篤郎君

笹山茂太郎君

大柴 信行君

山口 鶴男君

林 孝矩君

小林 正巳君

出席政府委員

自治 大臣 小川 平二君

出席政府委員

内閣法制局第一 部長 茂串 俊君

警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君

防衛庁人事教育 局長 竹岡 勝美君

法務大臣官房司 法法制調査部長 賀集 唱君

自治省行政局選 挙部長 佐藤 順一君

委員外の出席者

法務省刑事局刑 事課長 吉田 淳一君

自治省行政局行 政課長 鹿兒島重治君

自治省行政局選 挙部長 大林 勝臣君

自治省行政局選 挙部管理課長 吉本 準君

自治省行政局選 挙部政治資金課 長 前田 正恒君

二月十六日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)は本委員会に付託された。

三月一日

神奈川三区の衆議院議員定数は正に関する陳情書(海老名市議会議員井上保(第八五号))は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)公職選挙法改正に関する件

○丹羽委員長 これより会議を開きます。公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小川自治大臣。

○小川國務大臣 審議に先立ちまして、この機会に、昨年十二月五日に執行されました第三十四回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要について御報告申し上げます。

御承知のとおり、過般の総選挙は十一月十五日公示され、十二月五日に執行されたのであります。まず、投票の状況について申し上げますと、選挙当日の有権者総数七千七百九十二万人のうち五千七百二十三万人が投票し、投票率は七三・四五%でありまして、前回の投票率七一・七六%を一・六九%上回ったわけであります。これは今回の総選挙に対する有権者の関心が高かったこと、全国的に好天に恵まれたことのほか、政府、都道

府県市町村の選挙管理委員会、その他関係諸団体が、きよいな選挙の推進と投票参加の呼びかけに全力を挙げて取り組んだこともまたあつた力があったものと考えております。

次に、立候補の状況について申し上げますと、今回の候補者数は八百九十九人でこれを党派別に見ますと、自由民主党は三百二十人、日本社会党は百六十二人、日本共産党は百二十八人、公明党は八十四人、民社党は五十一人、新自由クラブは二十五人、諸派及び無所属は百二十九人となっております。

これに対し、当選人の状況は、議員定数五百十一人のうち自由民主党は二百四十九人、日本社会党は百二十三人、公明党は五十五人、民社党は二十九人、日本共産党と新自由クラブはおのおの十七人、無所属は二十一人であります。なお、自由民主党から無所属八人について追加公認した旨の届け出がありましたので、これによりまして、自由民主党は二百五十七人、無所属は十三人となります。

次に、党派別の得票率を見ますと、自由民主党は二千三百六十五万票で全有効投票の四一・七八%、日本社会党は千七百七十一万票で二〇・六九%、公明党は六百十七万票で一〇・九一%、民社党は三百五十五万票で六・二八%、日本共産党は五百八十七万票で一〇・三八%、新自由クラブは二百三十六万票で四・一八%、諸派及び無所属は三百二十七万票で五・七八%であります。なお、自由民主党の得票率は追加公認を含めまして、二千四百四十七万票で四二・七〇%となり、諸派及び無所属は二百七十五万票で四・八六%となります。

次に、選挙違反の状況について申し上げますと、一月四日現在において、検挙件数五千八百五十九件、検挙人員一万二千三十三人となっております。

り、前回に比べ件数、人員ともおおむね三割の減少となっております。最後に最高裁判所裁判官国民審査の状況について申し上げます。

今回の国民審査は十人の裁判官について行われたのでありますが、その結果罷免を可とする投票は、いずれも有効投票の一〇%ないし一一%程度でありまして、審査に付されました全裁判官が罷免されないこととなりました。

以上をもちまして、昨年末行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果の御報告を終わります。

○丹羽委員長 次に、警察庁鈴木刑事局長。

○鈴木政府委員 昨年十二月五日に行われました第三十四回衆議院議員総選挙における違反取り締まり状況について御報告申し上げます。

お手元に資料といたしましてお配りしてございますが、現在のところ当局における最終統計が出ておりませんので、この数字は本年一月四日、すなわち選挙期日後三十日現在のものとさせていただきます。

まず検挙状況でございますが、総数で五千八百五十九件、一万二千三十三名となっております。前回は四十七年の総選挙の際の同日の八千五百五十一件、一万四千八百二名に比べますと件数で二七・七%、人員で三〇・九%の減少となっております。

罪種別に主なものを申し上げますと、買収が五千七十六件、八千九百七名、文書違反が三百四十九件、五百八十七名、戸別訪問が二百八十二件、五百五十二名、自由妨害が八十一件、七十名、その他が七十一件、百十七名というようになっておりますが、買収が検挙事件のうち件数で八六・六%、人員で八七%とその大部分を占めております。また警告の状況を申し上げますと、総数で二万五千五百三件に上りまして、前回同時期の一万九

千七百五十件に比べますと五千七百五十三件、二九・一%の増加となっております。

なお警告事犯のほとんどは文書関係のもので、総数の九一%を占めております。

以上簡単にござりますが、概略を御報告申し上げる次第でございます。

○丹羽委員長 次に、法務省吉田刑事課長。

○吉田説明員 それでは法務省から御報告申し上げます。

お手元にお配りいたしております「第三四回衆議院議員総選挙違反事件の受理・処理状況について」という資料に基づいて御説明申し上げます。

昭和五十一年十二月五日施行の第三十四回衆議院議員総選挙における全国検察庁における選挙違反事件の受理・処理状況につきましては、いま警察庁の方の申しましたとおり、検察庁においても、いまだ捜査中の事件でござりますので、最終結果の集計はなされておりませんが、昭和五十二年一月三十一日、施行後五十八日目現在の主要罪種別受理・処理状況は、お手元の資料の末尾にあります数字のとおりでございます。

これについて申し上げますと、受理状況につきましては、受理人員合計一万一千九百九十二人でありまして、その主要罪種別内訳は、買収が一万三千二百一十一人、文書違反が八百五十五人、戸別訪問が六百三十五人、選挙妨害が七十八人となっております。次に、その処分状況について申し上げますと、起訴人員は五千二十四人、不起訴人員は四千七百一十一人であり、その主要罪種別内訳は、起訴人員が買収は四千四百四十四人、不起訴人員は四千九十六人、文書違反は起訴人員が二百十人、不起訴人員は四百十三人、戸別訪問は起訴人員が三百二十八人、不起訴人員は百十六人、選挙妨害は起訴人員が三十七人、不起訴人員は二十人になっております。

これは前回の総選挙における違反受理人員及び起訴人員との比較を申し上げておりませんが、前回は受理人員の統計のとり方が違いましたので、直ちには比較をすることができないのであります。

が、買収及び総受理人員においてかなり減少しているということは指摘できると思えます。

以上をもつて、法務省の御報告を終わります。

○丹羽委員長 これにて関係政府の説明は終了いたしました。

○丹羽委員長 次に、内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。小川自治大臣。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○小川國務大臣 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動並びに選挙事務の実情等にかんがみまして、執行経費の基準を改正し、もつて国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員の給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよ

う引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷代その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、最近における選挙事務の実情にかんがみ、投票所の事前準備事務、選挙人名簿の抄本作成事務及び不在者投票関係事務に係る経費の基準について、所要の改定を行おうとするものであります。

以上が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○丹羽委員長 引き続き、本案について補足説明を聴取いたします。佐藤選挙部長。

○佐藤(順)政府委員 ただいま説明されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、補足して御説明申し上げます。

国会議員の選挙等を行います場合に、地方公共団体におきまして選挙管理委員会等が必要とする執行経費につきましては、その基準を法定し、三年ごとに改正する慣例になっております。今回、その一部改正を行おうとするものでありますが、以下、その主な内容について申し上げます。

第一は、超過勤務手当の単価について、昭和四十九年以降の公務員の給与改定等に伴う所要の引き上げを行おうとするものであります。これに要する増加経費は、約二十四億八千万円でありまして、現行に比べて約五七%の増加となります。

第二は、嘱託手当等の単価について、実情に即するよう所要の改善を行おうとするものであります。これに要する増加経費は約九億三千万円、約六八%の増加となります。

第三は、選挙長、投票管理者、開票管理者及び

各立会人に対する費用弁償の額について所要の改善を行おうとするものであります。これに要する増加経費は約三億二千万円、約四七%の増加となります。

第四は、最近における物価の変動等に伴い、旅費、通信費、印刷費等の諸単価を実情に即するよう引き上げようとするものであります。これらに要する増加経費は約六億九千万円となります。

第五は、最近における選挙事務の実情にかんがみ、投票日の前日における投票所の準備に要する経費、選挙人名簿の抄本の作成のための経費及び選挙管理委員会が必要とする不在者投票関係書類の郵送経費について、関係基準額に所要の改善を加えようとするものであります。これらに要する経費は約一億八千万円となります。

以上を合計いたしますと、約四十六億一千万円の増加となり、現行法に基づく算出額約百一億六千万円に対して、四一・三%の伸びとなります。この結果、本年夏に執行予定の参議院議員の通常選挙における地方公共団体に対する委託費の総額は、約百五十七億七千万円になるものと見込んでおります。これは、四十九年七月執行の通常選挙に比べて、約四三・六%の伸びとなります。

以上でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○丹羽委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

○丹羽委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。大柴滋夫君。

○大柴委員 新しく担当大臣になられた小川さんに二、三のことを質問したいと思うのであります。が、昨年私ども国会議員は、お互いに不愉快なロッキード事件というものを経験し、さらに総選挙があったのであります。が、まだまだわが国の公職選挙法は、あるべき選挙のあり方に向かって幾多の改革すべきことを持っているのだらうと思うので

立候補できない、まあ丸腰の新聞記者が政治を大變悲憤慷慨して、それじゃひとつ立候補しようと思つたところで、簡単に立候補できるわけではないのであります。だから立候補に対して、金がななくとも選挙で立候補できます、こういうことが一つだろうと思ふんですね。もう一つは、金をそんなに使わなくても、金をかけなくても政治的な識見がりっぱであるならば選挙に当選でき得る、こういうような選挙法が必要だろうと思ふんですね。

時たまたま今度内閣を組織した福田さんは、ぜひとも金のかからない選挙法というか、そういうものをつくり上げたいというようなことをしばしばいのかからない選挙法に向かつて、ある程度の決意を持って、こういうことを言っておられるのかどううか。そして、そういうことを担当大臣である小川さんに、小川君こういうようにやろうではないかと、こういうように言っておられるのか。あるのかいはまた、そういう意識はあるけれども、なかなかなお忙しいので、この二、三年前と同じように、与野党からそれぞれ小委員でも挙げて、ひとつ金のかからない選挙法のやり方を探し出してくれと、こういう御意向なのかどうか。福田内閣の根本的な姿勢についてお尋ねをしておきたいと思うのであります。

○小川国務大臣 今日の議会制民主主義を健全に育成をいたしていきます上において、金のかからない選挙を実現することは非常に大事な問題だということにつきましては、私も大柴先生と同じ考えを持っておるわけでございます。

かような趣旨から一昨年の公職選挙法の改正あ

現する方向で自分も努力をしていきたい、という御決意の披露があったわけでございます。ただ、このことも本会議、予算委員会で繰り返し述べておられますが、そのためにたとえば公職選挙法の改正を重ねて行うというような問題は、いわば競争のルールあるいは土俵をつくる問題であるから各党の完全な合意が必要である、各党の間で御議論を願ひ、問題を煮詰めていただく、その推移を見て結論を得たい、については各党の間でお話し合いが進むように、自分も自由民主党に指示

するから、自治大臣においても自民党の選挙担当の各位に自分の趣旨を伝えてほしい、かような指示を受けましたので、私自身も自民党の担当の方々に對しまして總理のお気持ちをお伝えいたしました。速やかにこの点について各党間のお話し合いが始まることを期待いたしておるようなわけでございます。

○大柴委員　総理大臣並びに担当大臣が、そういう金のかからない選挙法をやるうという気持ちだけあつて具体がないということは残念でありますけれども、それはそれとして、それではひとつ各党理事間においてこの問題を進められるようななた方としては検討しながら、以下二、三のことについて大臣の所見を伺つておきたいと思つております。

この間の選挙が終りまして、自動車代が二十万円返ってくるとか、ポスター代が八十万円返ってくるとか、個人ビラ代が二十何万円返ってくるというようなことで、一般の候補者は選挙の後始末に、あまよかつたなと思つたのであります。つまりこのことは、選挙で一定の票數を得た者に対しては國家が補償していくというような制度であ

○小川国務大臣 今日選挙、公営——まあ御発言の御趣旨、公営と理解してよろしいかどうか。公営制度を今後拡充していくべきかどうかという問題でございますが、私は、方向としてはその方向へ行くべきものではなからうかと存じております。さらに、これを国会議員の選挙に限らず、地方選挙等にも広めていくかどうかという問題もあるかと存じますが、何分これはお金もかかり、手間も大変かかる仕事になるわけでございまいしょうから、ポスターとかビラというものに限らず、立

会演説でありますとか、あるいは選挙公報でありますとか、ほかの公営制度ともあわせて考えなければなりませんし、また各種選挙の醜態、実態というものがそれぞれ異なるわけでございます。それから、この問題を検討する上においてそれらの事情をも慎重に研究をし、勘案しつつ進めていくべきものであると考えております。

○大衆委員 一々条件がつくことが大変どうも不滴であります。いずれにしても、わが国の選挙制度の中に公営度を深めていくというようなおつもりになっていただきたいと思うのであります。

大臣に私は二時間にわたってこの委員会であらう要請をしたのであります。そうしたら福田大臣は、その後私の席へちよこちよこと来て、大柴君、私の責任で五分を六分にするよと言って、四分三十秒だけのテレビ放送が五分三十秒になったようないきさつであります。それでそのとききょうに民放連の事務局長を呼びまして、おまえさんの

○小川閣務大臣　それに先立ちまして、さっきの公営の問題でございますが、いろいろ条件をつけるといってお言葉で恐縮しておりますが、現在の日本の公営の度合いと申しますか、公営が行われておる公営度、世界的に一番高い水準だと聞いておるわけであります。相当のことをすでにやっておるわけでございますから、これからさらに拡大する上においては慎重を期したいというような意味で申し上げたわけであります。

それからテレビのお話でございますけれども、現状でも、テレビと交渉したいまして、現在の時間帯をとるのに大変な努力が要るそうでございまして、現状が精いっぱいのところだというふうに聞いております。これをさらに広げるという……（大柴委員「お金のこと、お金のこと」と呼ぶ）これがお金にも絡んでくるわけでございまして、そういうこともあって、なかなかむずかしいことだというふうに聞いております。ただし、御趣旨には私も賛成でございます。

○大柴委員 あなた、どういうようにだから聞いたか知りませんけれども、私でもこういう質問をする以上、二年前、NHKも民放も呼びましてぎつしり調べたのですよ。そうしたらNHKは政府さえそのおつもりであるならば教育放送、夏など甲子園の野球を子供に公開して見せているのだから、選挙時ぐらいはこれを政府のために提供してもよろしゅうございます、こう言っているのですよ。だから、あなたに教える方あるいはあなたに何かつけ込む方は、なるべくテレビなどをふやさせまいとする人の発言でありまして、これはどっちが誤解か知りませんけれども、間違ひなんです。

すよ。いまの日本においては、NHKでも民放でも政府さえそのおつもりになるならば、たとえ二十万円かかるならば二十万円のお金を出す、こういうようなおつもりになるし、同時に国の事業であるからテレビでももう少し協力してくれということになるならば幾らでも改善の道はあるのですよ。ただ政府が、総理大臣が担当大臣か——先ほど言ったように、福田一さんが何か横っちょにち

どうしても早朝、非常に早い時間帯に持っていかなければならぬという状況になっているということあたりも御認識ではないかと思うわけでございます。そのような中からいたしますと、一昨年の改正におきまして放送時間をお一人について一分延長したということも、これは実は全体としては相当大変な改正であったというふうに御了解をいただきたい次第でございます。

よこちよと来られて、おれの責任で一分延ばすよ、こういうようなことでありますから、つまりちがひが明かないのですよ。だから、あなたが本当の意味でテレビをふやす、時間をふやすか回数をつやすか、いろいろの方法がありますけれども、私も長らく逓信委員会にいて、逓信委員会では十年間こんな質問が一年に一遍ずつ出るので、そうすると、NHKも民放の方も必ずそれは政府のつもりだと答えるのですよ。だから、そのところだけはひとつしっかりしていただきたいのでありますけれども、あなたは本当に担当大臣としてこれをふやすおつもりがあるのかどうか。そうすれば、この各党間の理事において、私は話も

それから、お金の問題につきまして御意見がございましたが、ただいま御提案申し上げております経費の基準法の考え方、そしてまた、いま御審議いただいております予算におきます参議院の通常選挙の執行経費の中におきましては、これを放送側とも協議をいたしまして、制作費につきましては、候補者一人につきまして、NHKにつきましても民放につきましても、一万円ずつアップをする。それからまた電波料につきましては、公表されております電波料に基づいて計算しました額の、従来六五%でありましたものを七〇%に引き上げる、こういう改善をいたしている次第でございます。

う少し進めやすいたらうと思うのです。私の説明の方は、技術的にふやすことができるというのが私の説明であり、あなたのいままでの聞かれたことはふやすことができないということでありますが、ふやすことができるならば、あなたはふやす方に政府としても賛成でありますか。

○大柴委員 選挙部長は、その規定の枠の中でのいろいろな御努力をなされることは大変ありがたいのですが、いまの日本で一番必要なのは、候補者がその政治的識見を述べる場というものが比較的小さいのですよ。お互い国会議員は経験しているだろうと思いますが、名前を言つて、スローガン

○小川國務大臣 私が実は実態について、はなはだ不勉強でございます、いまこの場でお話を承りまして、自分の認識を大いに補足をしていただいたわけでございますが、実情をつまびらかにしておりますので、選挙部長から答弁をさせていただきます。

を言うぐらゐな選挙なんだね。それで立会演説会と政見放送ぐらゐしかないのですよ、つまり候補者が政治的識見を述べる、国民の皆さんが比較検討をできるのは。そうすると、これをふやさぬ限りは、いまのような選挙法では、やはり——エネルギッシュの男を選ぶには一番いいかもしれま

○佐藤(順)政府委員 いままでの実情について申し上げたいと思うのですが、いままでの制度のもとにおきましても、政見放送の時間帯を確保するのが相当ぎりぎり精いっぱいのところでございます。その結果といたしまして、各議員も御経験と思うのでございますけれども、一部はせんよ。金もどつからか集めてくる。足も大変達者だ。のども強い。しかしいま政治的識見を述べてそれを比較、検討できるという場合は、これは大臣、よく覚えておいてほしいのでありますが、私が言わなんでもあなたも知っているのだからと思うが、立会演説会とテレビ放送というのがぼくは

どうしても早朝、非常に早い時間帯に持つていかざるを得ないような状況になっているということあたりも御認識ではないかと思うわけでございます。そのような中からいたしますと、一昨年の改正におきまして放送時間をお一人について一分延長したということも、これは実は全体としては相当大変な改正であったというふうに御了解をいただきたい次第でございます。

それから、お金の問題につきまして御意見がございましたが、ただいま御提案申し上げております経費の基準法の考え方、そしてまた、いま御審議いただいております予算におきます参議院の通常選挙の執行経費の中におきましては、これを放送側とも協議をいたしまして、制作費につきましては、候補者一人につきまして、NHKにつきましても民放につきましても、一万円ずつアップをする。それからまた電波料につきましては、公表されております電波料に基づいて計算しました額の、従来六五%でありましたものを七〇%に引き上げる、こういう改善をいたしている次第でございます。

○大柴委員 選挙部長は、その規定の枠の中でいろいろの御努力をなされることは大変ありがたいのですが、いまの日本で一番必要なのは、候補者がその政治的識見を述べる場というものが比較的小さいのですよ。お互い国会議員は経験しているだろうと思いますが、名前を言って、スローガン

を言うぐらゐな選挙なんだね。それで立会演説会と政見放送ぐらゐしかないのですよ、つまり候補者が政治的識見を述べる、国民の皆さんが比較、検討をできるのは。そうすると、これをふやさぬ限りは、いまのような選挙法では、やはり——エネルギッシュの男を選ぶには一番いいかもしれま

せんよ。金もどつからか集めてくる。足も大変達者だ。のども強い。しかししいま政治的識見を述べてそれを比較、検討できるといふ場合は、これは大臣、よく覚えておいてほしいのでありますが、私が言わなくてもあなたも知っているのだからと思うが、立会演説会とテレビ放送というのがぼくは

一番いいだろうと思う。そのテレビ放送の重要な場を選挙部長が技術的に努力したとか努力しないなどというところで国家の重要なことが左右されては困るわけです。これはぜひあなたの方からも郵政大臣を通じて民放の責任者、NHKの責任者を呼んで詰めていただきたい。私が詰めた範囲は、そういう時間帯がどうかこうとかなんという問題でなくて、政府が本当にそのおつもりになるな

らば、そういう時間はまだまだ幾らでもあるという結論でした。だからそれをひとつお願いを申し上げておきます。

もう一つ。私はあなたの党のある友人と話し合ったのでありますが、いま私どもの東京二区などは、約五十万の人口を持つ大田区は開票区一つなんですよ。ところが私の選挙区の伊豆七島など三百名ぐらいの有権者のところでも開票区一つなんです。そうすると、その開票区において、この前は五十票入った、今度は七十票入った、大変興味の対象になるわけです。つまり、大臣の選挙区である長野県の飯田の向こうの方のある小さなところで、小川さん、あなたに協力しましょうと言

って、いまだで百票とれたものが百五十票とれたというようなことが非常に興味の対象になるだろうと思うのですね。それで、習い性になって、余り小さな開票区のために、そのボスが来て、小川さん、ひとつ私は協力しましょうなんて言えば、どうしてもガソリン代ぐらいは、では自動車に乗

ってひとつよろしく頼むというふうなことになっちゃうのだからと思うのですね。特に私のある友だちなどは、ポケットの中へ若干の運動費を入れて、宣伝車で飛ばしたときに、おりていって、君、頼むよ、君の村のこれを、といったように運動費が要るわけです。だから開票区が小さいと

いうことが、結局とにかく選挙ブローカーのつけ入るすきになるだろうと思うのですよ。

だから結論から言うならば、私は衆議院の一選挙区の開票区というものは、投票区は幾つあつても構いませんけれども、全部集めて一つにしたかどうか。意味はおわかりだろうと思うのであります。

ますけれども、そうすれば、選挙でありますから
 たくさんの人が来ていると、どうしても行動費を
 出すとか何とかなって幾らでも金がかかるとい
 うような悪習を生んでいるのが日本の選挙法だろ
 うと思うのですよ。これが開票区が一つになれ
 ば、選挙ブローカー——ブローカーと言っては失
 礼であります。が、私どもの党で言えば党員でありま
 す。が、自由民主党でもどこでもそうでしょうが、

そういうことになるのではないか。だからこの際、小川さんが担当大臣のときに与党ともよくお話しになって、これから開票区を一つにする、即日開票でうるさいとかなんとか、いろいろお役人の議論が始まるだろうと思えますけれども、そういう都合の悪いことは、日本のいまの選挙法から儻って余りあるぐらいの効果を発揮するだろうと私は思うのです。だから衆議院の選挙区の開票区を一つにする、こういうことについて大臣の御見解はいかがですか。

○小川国務大臣 私自身は、正直のところ、いまお話しのような弊害と申しますか、それは余り切実に経験はいたしておりませんけれども、確かに

お話のようなことはあり得ることだ、これはよく理解できるわけでございます。

ただ、いまの御提案は突然の御提案でございますし、現に行われておりまする制度に非常に大きな改正を加えることになりましますから、實際問題としてはいろいろな技術面等の研究も必要かと

存じます。そこで、ただいまの御提案というものは念頭に置きまして、ひとつ研究をさせていたただきたと思います。

○大柴委員　ばくは、選挙の金などというものは、金がかかりそんなことは、非人道的でない限りは、どんどん抹殺していかなければいけないと思うの

です。よ。こんなものは野放しにしておけば――あ
るほど使った方が選挙が強くなるという世相であ
りますから。

念のためにもう一つ伺いますが、選挙の看板で
すね。自由民主党公認小川さんの事務所、ああい
う大きな看板があるために、たとえばあなたは上

諏訪なら上諏訪の駅前の一等通りに事務所を設けなければならぬとか、あるいは飯田に行った場合には、飯田の中央部に設けなければならぬとかいうことになるのでありまして、ああいうでかい看板さえなければ、別に交通が便利で選挙の運動員が働ける場所をつくれればいいのでありますから、こういうことについてはどうでありますか。事務所を借りる費用も安く済むのですよ。

○小川国務大臣 かつて考えてもみなかったことですが、お話を伺ってきわめてごもっとものお話だという感じがいたしております。

○大柴委員 ばくは、実を申し上げると、金のかららない選挙に向かつて、どうも自民党あるいは与党の諸君は積極的でないと思うのです。何か金のかかる選挙法によって、自己の経済生活をこれあるがために潤しているのではないかと、この疑惑を持っています。失礼な話かも知れませんが、一つも積極的でないんだ。だから、自民党が金のかからぬ選挙を温存するのは、これによって自由民主党の国会議員が経済生活を何か潤しているような疑惑を私は断てないんですよ。(それは違いますが)と呼ぶ者ありだから、それならば、ひとつお互いに金のかからぬ選挙に向かつて努力をしてみたい。この人なんかは、どうもちつとも熱心にならぬのだ。(久野委員「それは違ひよ、最も熱心な方じゃないか」と呼ぶ)

そこで、最後の質問としてお尋ねをいたしますが、参議院の全国区ですね。この前私どもとしては、こういう選挙法をしていてもしょうがあるまい、大体、大臣もよく御存じのとおり、十萬枚のビラをペニヤ板で足でもつければ、それだけで法定選挙費用に達してしまうのです。それで社会党の方からは、拘束比例代表制というのを提案したのであります。そうしたら、三木さんと、あのときだれですか、早川さんの方は、考えておきましようということ、その後どこかへ消えてなくなつてしまつたんですね。そこで、あなたは、あの選挙法について、これも各党の話し合いの結

果を見て決めるというのであります。それとも何か比例代表制に不退転の決意を示すというのであります。どちらですか。

○小川国務大臣 金のかからぬ選挙を実現する上におきまして、拘束性比例代表制ということに確かに一つの有力なる提案であるという理解をいたしておりますが、やはり冒頭に申し上げましたように、これは競争のルールをつくることであり、政党の活動、政党の消長に大きな影響を及ぼす問題でありますから、やはりこれは各党で問題を煮詰めていただいて、一致の結論を得た上で、政府はこれに追随をしていくほかないものと了解をいたしております。

○大柴委員 最後に、御注文を申し上げておきますが、この選挙法もどこか音頭をとるところがなければ、政府であるかあるいは別な形の自民党であるか、私はなかなか進まないだろうと思うのですよ、お互いに引つ張り合つて。どうもあなたの答弁を聞いておきますと、福田内閣としては金のかからぬ選挙に向かつて不退転の決意で進むというふうな威力を感じないことを、私は現在の野党の国会議員としては、はなはだ不満に思っています。どうかひとつ福田さんとよくお話しになって、いまの日本の政治というものをもう一度生き返らせるために、そういう若さというか、はつらつさを持つために総理大臣とお考えになって、政府の方針はこうであるということをお示しになるか、それであれば、あなたの与党の理事に対してはつきりした態度をもつて示されなければ、こんな委員会を幾らやつたてどういう結論も出るものではないだろうと私は思うのです。

以上を御注文申し上げて、私の質問を終わります。

○丹羽委員長 午後二時十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後十一時十九分休憩

午後二時二十三分開議

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 昭和五十二年三月二日

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 若干の御質問をいたしたいと思つて、選挙の違反事件その他、あるいは選挙の当選無効にかかわるような訴訟事件、こういうのがずいぶんあるわけでありまして。しかし、たとえば、衆議院のように任期いっぱい解散なしでという選挙ではない地方の普通の選挙などの場合に、裁判の決着というのはいかかろう簡単にまゐらない。したがって、相当無効にかかわるような内容でありながら、任期中には事実上するするとそのままいってしまふという例が非常に多いのであります。これはやはりある意味で言うところ、議会政治、選挙制度、民主主義、こういうものに對する国民の、あるいは住民の信頼を失う一つの問題というふうになつておるように思うのであります。ある時期、選挙にかかわる裁判というものにはスピーディーに決着をつけよう、こういうようないろいろな議論のあつたことを承知しておるものであります。最近また、なかなかするすの裁判になつておるという状況のように思うのであります。すが、こういう状況に對して、これは法務省です。かおいていただいておりますのでありますけれども、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○實業政府委員 ただいま委員の御指摘のように、選挙に関する裁判がおくれるということ、民主政治のために大変残念なことではあります。そこでただいま御指摘の、選挙の裁判を早くやるようにというの、いわゆる百日裁判のことではなからうかと存じておりますが、その百日裁判における訴訟遅延の問題に關しましては、実は先年この衆議院の法務委員会の附帯決議がございまして、それを契機として法曹三者の協議会というものが設けられました。これは最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、そこからメンバーを出しまして、法曹三者がなるべく足並みをそろえて意見を一致させるように協議を図ろうじゃないか。

その法曹三者の協議会におきまして、昨年から最高裁判所がまさに御指摘の百日裁判の遅延の問題を議題として提出しまして、そして日本弁護士連合会、それから法務省のメンバーも一緒になつて、その百日裁判の訴訟遅延の解消の方策などについて協議をいたしております。そしてその協議は非常に熱心で、目下法曹三者の間に活発な議論を展開して取り組んでおりますので、もうすぐといひますか、何らかの方法によって訴訟遅延解消のいい方策というものがまとまるのではないかと私も期待いたしております。

○阿部(昭)委員 後でまたこの問題とかかわりのあることをお尋ねしたいと思つております。金のかかる選挙、あるいは公正を欠く選挙、これはやはり議会政治の根幹に大きな打撃を与えていく、同時に信頼を失う原因だと思つております。同時に、地域の選挙の中で、公職選挙法ではない選挙、しかし地域には非常に大きな影響を与える選挙がいろいろあります。たとえば農協の理事選挙あるいは土地改良区の役員選挙、これは公選法適用ではありませんから買収、供応、何をやつてもよろしい。しかし、これらの組織は、その地域社会コミュニティにとつて非常に大きな影響を持つ団体であり、選挙なんでありまして。この選挙が買収、供応、供託、野放しということになつております。これが、他の議会の選挙なり公選法適用の選挙、これの土台をむしばんでいく。選挙の、何と云うのですか、買収とか供応とかそういうことに、ある意味で言うところとも罪悪感を持たなくしてしまふような状況に至るところであるのであります。しかし、そうかといつて、農協なり土地改良区なり、こういう選挙を公選法適用というわけにはなかなか簡単にいかない性質のものであることは、私も十分承知なのであります。

そこで、それぞれの団体がその選挙の規定なり定款の中で、わが組合なら組合、土地改良区なら土地改良区の選挙は公選法適用でやつていこう、こういうことを独自の立場で自発的に決めるとい

五

うことが可能か、決めてやった場合にそれは一体どういうことになるのかというところについての御見解をお聞かせをいただきたい。

○小川国務大臣 御趣旨は、よく理解できることでございます。私も同感でございます。それぞれの団体が自主的に公職選挙法に準ずる規定を設けて、いわば自衛した形で選挙をやろうというところは可能でありますし、望ましいことであると思っております。ただし、罰則の適用というようになるとなると、これはまた別の問題で、むずかしい面があると思ひます。

○阿部(昭)委員 これはぜひひとつ検討していただきたい問題だと思ひます。

いま言うまでもなく、農協という組織の状況は、農民のほとんど一〇〇％に近いものをその組織の対象としておる、そしてまたその組織はほとんど一〇〇％に近い農民を組織しておる。したがって、その選挙は住民の側から言つて、その地域に決定的な影響を持つのであり、その選挙は買収、供応野放し、そして翻つて農業委員の選挙やあるいは地方議会の選挙や国会議員の選挙ということになると、これは公選法です。農協やそういう選挙で、野放しにされておる選挙との関係で、選挙の土壌そのものが乱れておる。したがって、これを法律でもって一遍に、そういう独自の団体である農協なり土地改良区の選挙を公選法準用というものを法的に押しつけることができないことは私はわかる。しかし、みずからが自発的に、われわれの組織の選挙は、団体の選挙は公選法準用です、こう決めた場合の効力や何かということとは一体どうなつていくのかということ等についてぜひひとつ検討を深めて実行を図る、選挙や政治の土壌というものを金のかからぬ清潔な選挙にしていく、このための御努力をひとつぜひお願いをいたしたいと思ひます。

時間の関係で次に、選挙は公正でなければならぬ、これと言論の自由という意味でいろいろ問題になるのでありますが、新聞や雑誌で、何々候補は当確間違いなし、週刊誌で二つマル、どの候補者はちよつとボーダーライン、あるいはこの候補者はダークホース、いろいろな評論、論評が投票日の三、四日前に行われるのであります。そういったしますと、やはり選挙人の気持ちから言いますと、あの人が大丈夫というのならば、もう一人のあつちの方の人も何とかしてあげたいという気持ちが起こるの、しばしばあることであります。したがって、投票日の数日前にあつた候補者は強いなどと言われたために実は落選したなどという例に至るところで話として聞きますし、私どもも確かにあるように思ふのです。したがって、ある人はこれも選挙の――まあ選挙が選挙技術に随してはいかぬのだと思ふのですけれども、マスコミ対策をちゃんとしなさいといけぬ。投票日直前に、ちよつと危ないぞくらいに書かすような体制づくりを別途にやらぬといけぬというように、選挙がすつかり技術に随するという傾向が出てきています。私は思ふのです。したがって、このことは選挙の公正というものを――どの候補者がどこで何を言つたかというものを論評するということとはいひだろつと思ふのですけれども、そうじやなくて、あの候補者が強いとか弱いとかいうことになりまふ評論というものは、どうも選挙の公正との関係で問題ありとする議論が、実はぜひいふん最近多いのであります。私も非常に尊敬すべき政治的識見を持つておられる先輩で、そのような選挙技術に随することをしなさいということのために、選挙の投票日直前の論評や何かによって落選をなさつておるといふ多くの先輩の話などもぜひいふん聞くわけでありまふ。これは言論の自由との関係で、いろいろな意味で非常にむずかしい問題があるように思ふのですけれども、やはりひとつ検討すべき課題ではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○小川国務大臣 大変むずかしい問題だと存じますが、まあ新聞とか雑誌とか申しますものは、いわば社会の公器として、選挙に際して正しい報道あるいは評論によつて選挙民に判断の資料を提供するということが義務であり、同時に権利であるうかと思ひます。報道関係の仕事に携わる方々のこれはモラルの問題になると存じますけれども、そういう責務というものを正しく理解をしていただいて、表現の自由、報道の自由ということを利用して選挙の公正を傷つてもらわないような、そういう心構えに期待するほかに問題ではなからうかと存じております。

○阿部(昭)委員 投票日三日前に、どの候補者は当確、だれは圏内に滑り込んだ、だれそれははるかにすつとおくれおる、こういう論評ですね。少なくとも選挙は水もので、あけてみなければわからぬとよく言われるわけですが、それが三日後に落選しておるといふ状況、これはいろんな意味で、選挙の公正というものと言論の自由との関係を単純にモラルということだけで片づけ切れるものなのだろうかという疑問を私は実は持つのであります。モラルと選挙の公正の関係というものは、一つは民主主義の土台は何と云つても選挙でありますから、解明してみらるべきで、もう一步モラルの段階から何か一つ踏み込まなければならぬものがあるような気がするのですけれども、大臣、これはモラルだけでしょうか。

○小川国務大臣 これはお互いさまに最も切実な問題でございますから、私も御発言の趣旨が非常によく理解できるわけでございます。ただ、筋と申しますか理屈を言いますと、先ほど申し上げたようなことに帰着せざるを得ないわけであらうかと思ひます。

○阿部(昭)委員 なお、この問題は当委員会におきまして、私もよく議論を深めなければならぬ問題であるというふうに思ひます。なお、選挙担当の責任の大臣として、大臣の方におかれても、この問題をひとつ深めていただきたいということをお願いしておきます。

の当事者は、私と政治的關係はございません。しかし、私の郷里において大変大きな社会的な関心を集めておる問題であり、同時に、この選挙というものの対する信頼という意味では、非常に重要な問題になっておるといふふうに思ひます。

一昨年の暮れごろだと思ひますが、私の郷里の、私のすぐの地元ではないのですが、ちよつと離れた村なのでありますけれども、そこで村議会の選挙が行われました。そして当選人が決まりました。決まったところ、次点者であつた方から、当選の効力に対する、当選した者の当選の効、無効を争うような、そういう訴訟が提起されたのであります。そこで、裁判所はこの訴えに対して、投票を点検する証拠保全のための検証を行いました。そういたしますと、何か五票か四票か、わずかの差で次点になった人が訴えを起こしたわけでありまふけれども、これは自治省の指導だろうと思ふのであります。投票用紙を五十票一束にして計算をしておるようでありまふ。そうすると、五十票一束の一番上の投票、この投票だけが最高点で当選した人の投票なのであります。しかし、五十票のうちの二枚目以降四十九票は次点者であつた、わずかに四票か五票かの差で次点になった人の得票であるということが、証拠保全のための検証を行つた結果明らかになりました。これが明らかになつて、もうすでに一年近くたつておるんだと思ふのです。それは、みんな新聞や何かでその事実は報道されておるのであります。選挙の効力は、四票差か五票差で落選をされた次点者の方がプラス四十九票になるのでありますから、田舎の村議会の選挙でありますから、この人は当然に相当いい成績で当選することになるのであります。が、なかなか当選するということにならないのであります。うっかりすると、このままずるずるいきますと、さつき言いました任期四年間ずるずるとそのままでいってしまうことになりかねない感じがするのであります。これは、制度的に公選法のやはりどこかに問題、たとえば、私から言わせますと、恐らくこれは小さな自治体であります

から、そんなに衆議院選挙の何万票の中の何票とか何十票とかいうものではなくて、恐らく百数十票で当選するのだと思うのです。この中で、五十票一束のやつが一番上だけが最高票の人の名前前で、二枚目以降四十九票は次点者のものであるというところが裁判所の証拠保全のための投票用紙の検証の結果明らかになって、これがもうすべて世間に明らかになっておるけれども、選挙管理委員会は、前の当選人を決定した決定を更正することがしにくく簡単にはまいらぬという状況にあるようであります。

この次点者の人も最高票の人も、政治的には私とかかわりのある人ではありません、政治的な、いわば党派的な意味では。しかし、どうもこのことは、私の地域社会の全般の雰囲気から見ますと、選挙というものの対する信頼、こういうものの非常に損なうことになっておるんですね。たとえば何万票の中の何票とかということならば、まだいろいろ議論の余地やあれがあり得ると思う。百何十票で当選するとか落選するとかということが決まるような選挙での四十九票というのは、非常にリアルにこの地域住民に対して、選挙に対する信頼、公正、こういうものに大きな心理的な影響を広く多くに与えつつある。なぜ事はそう簡単にいかぬのであろうかということについてお聞きをしたい。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。

ただいまお話がありましたように、この開票の段階におきましては、一定の票数を一束にしてまとめ、そして各立会人に回しまして投票の効力判定を行って、最後確定をする、こういう手続を行って、最終的に確定してまいります。一番上の一枚はAという候補のものであったが、あとの四十九枚がBという候補のものであったということ、これは一つの大きな間違いであるわけでございまして、数票を争います村議会議員の選挙におきましては、これは大変な影響を持ち、ときにはこれが当落に影響するということはある得ると思っております。

ところで、具体的問題につきましては、実はあらかじめ阿部委員から事例を挙げてお尋ねがございましたので、若干経緯を承知しているわけでございしますが、次点者からある候補の当選の効力を争うという姿で、村の選挙管理委員会に申し立てて異議の申し立てがなされた。そして現在の制度のもとにおきましては、この異議の申し立てが認められず、当選の無効ということが出てまいりますが、これが認められませんか場合には、今度は異議申し立てをしたその当事者は、さらに県の選挙管理委員会に対して審査の申し立てをする。

その結果に不服がある場合には、さらに裁判所にまで出訴することができ、こういう仕組みになっておまして、異議申し立てから始まりまして、審査申し立て、それから裁判、こういう一連の過程を経まして、選挙の効力が確定をする。覆るものは覆るといふことになりまして、それで確定をするわけでございしますが、何うと云うによりまして、この場合、審査申し立ての段階で申し立て人が取り下げをされた、その結果、この当選争訟、この争訟手続がそこでストップをしているかのように伺っているわけでございします。もともとこのこと自体についてまた裁判所に対して争われているようでございしますから、これについてやがて決着が出るかもしれないが、現在の段階は、県の選挙管理委員会の段階に行つたところで申し立てを取り下げられて今日に至っておる、争訟手続がストップしておるということでございます。ところが、いまお話がありましたように、別途証拠保全の訴えによりまして裁判所が検証した結果、先ほどお話しのような事実が出たわけでございします。

そこで、一体これは選挙の効力はどうかというところでございしますが、現在の公職選挙法のもとにおきましては、当選の効力を争うのは、一定の公職選挙法の規定による争訟手続で争う、先ほど申しました、まず村の選挙、次いで県の選挙、さらには裁判所、こういう段階になるわけでございしますが、その手続でもって争われました結果と

して当選が無効となるのでない限りは、当選を無効とするというところは起こってまいらないわけでございします。こういう仕組みになっておるといふことを御承知をいただきたいと思います。

○阿部(昭)委員 これも政治的には私と全然関係のない人です。全部自民党系の皆さんであります。前議長が公開質問状なるものを選挙の委員長に出しておるようであります。こういうのを見ますと、いま争われているのは、異議申し立てを取り下げた。異議申し立ては、次点者であった本人が異議申し立てをしたのではなくて、有権者が何名かで異議申し立てをしたのです。そうすると、検証が行われる前でありまして、村の方からそういうことで村を騒がすようなことをやってはいかぬというので、いろいろ、言葉で言えば圧力があつて、その異議申し立てをした当事者が、村のそういういろいろな動きが、そういう異議申し立てとかなんとかということでも村を騒がしてはいかぬということになって、これを取り下げた。

ところが、今度はそれ以降、証拠がおかしくなつてはいかぬというので、証拠保全の訴えが出た。裁判所で検証を行つた結果、四十九票が最高票当選者の票に混入しておつたということを経験して全部発表しています。そういうことになった。そしてその取り下げをした経過というのは、いま言ったとおり、前の村会議長の公開質問状によると、圧力とか脅迫とかによつて本人の自由な意思とは別途に取り下げをしたということ、いままたそれが争われているわけですね。

その争いは争いとして、手続はわかるのです。とにかく裁判所で投票用紙を検証をした結果、わずかの票を争う選挙のときに、四十九票が最高票当選者の票の中に混入していたという事実が明らかになっているにもかかわらず、村の選挙はみづから、争いがなくても、事実が明らかになつた段階では、公選法の条文は私はよく見ておりませんけれども、みづから前の当選に決定をした決定を更正することはできないのかどうかという

ことですね。また、やはり何かそういう余りにも歴然たる事実のときに、公正な選挙を管理すべき選挙や何か、独自の立場でそれを更正することができないか。もう当時の選挙委員の皆さんは、つい最近全部辞職いたしました。したがって、新しい選挙はどうするか知りませんけれども、新しい選挙でも何でも、選挙管理の任に当たつておる選挙が独自の立場で、これだけ事実が歴然たる以上、みづからの決定を更正するようなことは現行公選法の中でできないのかどうかということですね。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。

現在の公職選挙法のもとにおきましては、やはり一方では選挙の結果に異議を唱える方が、民衆争訟と申しまして、広く選挙人であれば争訟手続に訴えることができるとしております反面、一たびその手続が終りましたならば、これをもう確定する、つまり選挙の結果の安定ということも考えております関係上、争訟手続が終りました。当選無効ということが確定した場合には、その結果によりまた改めて選挙を開いて更正決定をするということはありませんけれども、それに対して、現在のように、県の選挙管理委員会段階だと思ひますが、審査の申し立てをした人がそこで取り下げをしたということによつて、現在一応確定の状態になっているわけですね。

それに対して、一方でそのこと自体が争われているようでございしますけれども、いずれにいたしましても、このような段階で村の選挙管理委員会が、いま仰せのような決定をするということではできませんし、また同時に、実はそういうものの決定は、村の選挙ではございしません、さらに選挙を開いて決められることになっております。選挙を開くのは、先ほど申しましたような選挙争訟の結果、無効が確定した後である、こういうことではあります。

○阿部(昭)委員 大臣、そうだとすると、現行公選法というものの、こういう選挙みたいなものの法体系は、そう柔軟で、そう弾力的であつていいも

のだとは思いません。しかし、今回のようなケースの場合は、この状態で二年、三年、四年と任期中には決着がつかなかったというようなことまでいくようになったら、裁判所は明らかに次点者の票が最高当選者の票に四十九票混入しておりまして、たいていこのことをはつきりさせておけるのに、このままでするといふ以外にないのだというところになると、選挙というものの対する国民の不信、地域住民の不信というものはどうにもならぬことになってくる。したがって、制度的に選挙制度のようなものをも柔軟で弾力的になどというわけにはいかぬものだと思いますけれども、やはり何かないことには、選挙や政治に対する不信というものを増幅することになるといふふうに私は思うのです。大臣どうでしょうか。私は、この問題はさらにまた他の機会に少し掘り下げたいと思っておりますけれども、大臣の所見もぜひお聞きしておきたいと思ひます。

○小川國務大臣 不勉強でありまして、ただいまのようなお話は初めて承ったのです。なるほどそういうこともあるのかという感じがいたしてありますので、私もひとつよく勉強をさせていただきます。

○阿部(昭)委員 終わります。

○丹羽委員長 二見伸明君。

○二見委員 今回の選挙は、公選法が改正されて初めての選挙だったわけでありまして、したがって、改正された選挙法のもとで行われた選挙ということで、いろいろな点を自治省の方で把握されているのではないかと思いますけれども、一つだけお伺いをしたいと思います。

実は、今度の選挙では、個人ピラというものが新たにできまして、定数掛ける二万枚の個人ピラの作成が認められて、それにシールを張るということになりました。これが行われたわけでありまして、

たとえば、私の選挙区ですと十萬枚の個人ピラが配布できるわけですが、実際やってみまして、一つは、シールを張るというのは、作業だけ

で大変なことだ。私の場合は十萬枚でしたけれども、十萬枚というシールを張るというのは大変な作業だということをしみじみ痛感しました。大変な作業をした結果、ではその個人ピラをどうするかというところ、新聞折り込みが主たるものであつて、あとは立会演説会の入り口とか、あるいは街頭演説の周りとか、あるいは個人演説会とか、限定されるわけです。シールを張る手間が大変な上に、今度は配布の場所も制限されるというのでは、やはり候補者の政見、考え方を選挙民に知ってもらふという立場から、もう一度再検討していいのではないかなというふうに考えるわけです。今度の個人ピラは、非常に色とりどり、かなりこつた個人ピラもありましたけれども、新聞折り込みですと、広告と変わらないのですよ。選挙民は、もつても、広告と同じだというので、一緒に丸めて捨ててしまふわけです。だから、こちらが意図したほど有権者の方には徹底してないというのが実情ではないかと思ひます。

そういう点、自治省の方では、制度をつくった後どういふふうにフォローされているのか、また後どういふことについては、どういふふうな考え方を持っているのか。この制度で今後ともいかに考えているのか、あるいは具体的な運用面です。いかにあれば、改正をしてもよろしいというふうな弾力的な考えをお持ちなのかどうか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。先般の改正で初めて設けられました選挙運動用ピラ、これに選挙管理委員会の定めまして、そしてお渡ししましたシールを張るということになっておるわけですが、これは大変な作業でいらつしやるであらうことは十分理解できるわけですが、しかし、このような制度ができ

ましたのも、一定の枚数に限定をする、そしてその限定された枚数の範囲内のもしか出回つていないんだということを確認するためには、何らかの方法をとらなくてはならない。その何らかの方法をどうするかということにつきまして、ちよ

うど一昨年の改正のときには、当委員会の中の御検討などの経過を踏まえてこのような方法が出てきたということでもございますので、確かに大変でいらつしやるということには十分わかりますけれども、さて、これをどのようにするか、つまり枚数確認をどのようにするかという問題で、私もとしては、まだそのような特別の考えというものは生まれていない状況でございます。

○二見委員 私もあのときの議論を聞いて知っておりますけれども、シールを張るというのは、枚数を制限するという一つの面があります。その点はそれでございましょう。

今度は、配布するというか、個人ピラですから、候補者の政見を選挙民に知ってもらいたいわけですから。その場合の方法が新聞折り込みを主たるものというふうに限定されたわけでは、配布する方だけでも緩和することができないか。新聞折り込みももちろん結構だし、立会演説会の会場で配布するのでも結構だし、いま認められていないのも結構だけれども、それ以外に、たとえば戸別に配布してもよろしいとか、そういう枠を広げることとがその面ではできないのかどうか。その点はどうでしょうか。シールを張つた立法趣旨というの

は、私はよくわかります。賛否は別としてわかります。今度それを配布することに關しては、意見を知らせてもらいたいわけですから、それについては手かげんというか、余り制限を加えなくてもいいんじゃないかなという感じがするのですが、それはどうですか。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。配布の方法につきましては、二見議員いまおっしゃいましたとおり、法律の方で最も一般的な配布の方法として、新聞折り込みというふうなものを掲げまして、そして、あとは「政令で定める方法」ということになりました。

それで、定めるに当たりましては、先ほどお話がありましたように、立会演説会の会場の入り口付近とか個人演説会の会場、それからさらには選挙事務所というふうになつておるわけでございますが、

これは御承知のとおりでございますが、各戸配付まではどうかというふうなことにしましては、ちょうど同じ一昨年の改正の際に、各種ピラ等を各戸に配付することにはむしろ問題があるというふうなことも一方では話題になつた。そのような折の改正でございまして、やはり選挙運動の仕方、ルールの一つとして、恐らく当時の各党においてお話し合いをされた一つの帰結であらうと思ひます。その意味におきまして、私も政府側でいまだどうという見解を現在はまだ持つておらぬような状況でございます。

○二見委員 きよりの委員会は、公選法改正後初めての委員会でありまして、選挙後初めてであると同時に、内閣がかわつて全く新しい内閣のもとでありますので、古い質問を新しい気持ちで自治大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

一つは、参議院の地方区の定数は正です。これは本会議でも各党からいふん質問が出されまして、だけれども、自治大臣としては、地方区の定数は正というものについては、どういふふうな基本的なお考えを持つていらつしやるのか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○小川國務大臣 参議院の地方区の定数は正の問題は、全国区とあわせて、全体として参議院の選挙制度のあり方の問題として検討するべきではなからうかと存じておりますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては、総理大臣が今日までいろいろの機会に表明をいたしておられますように、これは政党内の競争のルールにかかわる問題である、土俵をつくる問題であるから、何よりもまず各党間で話を合つていただいて問題を煮詰めていただきたい、各党間のお話し合いの状況、推移を見た上で結論を得たい。これが政府の考え方でございまして、私も同じ考えを持つておるわけでございます。

○二見委員 全国区とセットで考えたいというのがたしか総理大臣の御答弁だったように記憶しております。いま各党間の話し合いの結果で結論を出したいということでありましたけれども、たと

えび政党レベルで、全国区とは切り離しをして地方区の定数は正をやるというような合意ができた場合には、政府の基本的な方針は参議院の制度全体の中であらうという方針ではあるけれども、もし切り離して地方区の定数は正をやるべきだというふうな結論が出た場合には、大臣としては、全国区の問題とは切り離しをして、全く別個の問題として地方区の定数は正には取り組まれますか。

○小川国務大臣 全国区と一体として申しましたのは、きわめて常識的な考え方から申しておるわけで、まあ仮に地方区の定員を何名かふやすことになれば、それだけ全国区の定員を減らすのかわりかというふうなことが直ちに問題になるわけでごさいますから、そういう意味で関連があると考えて、一体としてということをお願いしたわけでごさいます。もし、各党間の話し合いの結論として、全国区と切り離して地方区だけの定数は正をしようという御結論になりますれば、政府としては当然これに追随すべきものだと思います。

○二見委員 自治省当局にお願いをしたいのですけれども、定数は正というものは、非常に政治的な配慮が伴うものであります。それは私もわかりましたけれども、たしか五十年十月に国勢調査が行われたと思います。その調査に基づいて、そして計算の方法も、参議院制度ができたときのあの計算方法に基づいて、もし議席配分といふことが、定数は正をしたならばどうなるかといふことは、これは全く政治的な配慮を加えないで、場合によって、いま地方区は百五十二ですね、百五十二の場合によつてはオーバリーしなければならぬけれども、百五十二という大枠の中で操作しろとかなければ、場合によれば、それを五名とか十名とかどうしてか数合わせの上でしなければならぬ場面も出てくるのだらうと思います。そこら辺は裁量にお任せいたしますけれども、そういう形で全く政治的な配慮を加えないでの配分計算といふのがいまもしあったらば教えていただきたいし、

なかつたならば一度計算してお教えをいただきたいと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 ただいまの御意見ではございませうけれども、実はその当時と全く同じ考え方でおつしやいました事柄自体にもずいぶん、幾つかの前提があります。その前提を適用しますとどのようなことになるかといふこと、そのこと自体にむずかしい要素がございます。一例を挙げてみますと、あのときには二名ないし八名の範囲内ということも前提であつたわけでありまして、そうしますと、私ども、作業ははたと行き詰まりますから、この辺はなかなか、いまおつしやつた御意見だけでありまして実は作業がいたしがたい、こういう状況にあることをお含みいただきたいと思ひます。

○二見委員 わかりました。それでは、その条件を多少緩和いたしまして、ひとつ現在の自治省流の考えで数字を出せるならば、後ほど結構ですから、お示しいただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 このことにつきましては、総理また自治大臣が、各党間でお話し合いいただきたいとおつしやつておられるような事柄でもございまして、いま、お言葉をとらえるわけではございせんが、自治省流におつしやつたこと自体、私どもとしては非常にむずかしい問題をばらんとおつしやつたことを御理解をいただきたいと思ひ次第でございませう。

○二見委員 わかりました。衆議院については、今度定数は正されたわけですから、いろいろと一票の重みが違ふというような議論が起つておられます。どうでしょうか、衆議院についても今後、毎回の衆議院選挙というわけにはいかないだらうと思ひますけれども、ある程度定期的な定数といふものを見直しはしていくべきだといふふうにお考えになりますか。

○小川国務大臣 これは公職選挙法の附則でしたか、衆議院については五年ごとに定数の見直しを行うといふことになっております。見直しといふことは、これは非常に錯綜した議員の利害も絡む問題でございませうから、いまお言葉があつたように、必ずしも五年目に必ず機械的にやるというわけにもまいりかねるかと思ひますが、少なくとも、五年たつたその時点で、これは法律の趣旨でございませうから、状況を再検討するべきものだと思います。

○二見委員 私が五年ごととあえて言わなかつたのは、これはいままで五年ごとにやつたためしがないわけですね。非常に政治的な配慮が絡みますし、そのために、法律の上では五年ごとに見直しをするといふことになつていても、現実的には無理だつたわけですね。いまの大臣の御答弁ですと、これは本当は五年ごとに再検討して、そのたびに見直しをして、これは定数をプラス一だとか、これはマイナス一だとか、こういう操作が行われるべきなんですね。しかし、現実的には行われなかつたのがいままでだと思ひます。

ですから、私は、その現実的な立場で今後とも、五年ごとだなんといふふうな理想論は言わなければいけません、現実には定数は正はやつていくのか、特に人口の急増、さらにこれからは急増するところもあるだらうし、あるいは過疎になつていくところもあるだらうし、そういうアンバランスといふのは、五年ごとに見直しが無理であつても、たとえ七年ごととかあるいは十年に一遍とかというぐあいには現実的に見直しをしていくのかどうかといふことです。要するに、法律のためたえじやなくて、現実論として私は何つたわけですか。この点はいかがでしょう。

○小川国務大臣 ある時間が経過いたしました、相当のアンバランスが現実に出てきた場合には、これは当然見直しといふことが法律の趣旨に沿うゆえんであらうと存じます。

○二見委員 もう一点、選挙制度について伺ひますけれども、これもずつと議論がありまして、そのたびに与野党が全く対立した意見でずつと来た

小選挙区制の問題がありますね。先ほど大臣から、衆議院の定数は正については、要するに、議院のルールに関するところだから各党の合意というものが必要だ、午前中の質疑でも、金のかからぬ選挙のときにも、これはやはり各党間のルールの問題なんだから、何よりもまず前提として各党の合意が必要なんだといふお話がありました。

それで、大臣の御答弁の中にずつと一致して、各党間の合意といふものが底辺に流れていくわけですね。そうすると、私たちは小選挙区制には反対の立場ですけれども、衆議院の選挙制度をいじる、小選挙区制にするあるいは小選挙区比例代表制にするといふ制度の改変に伴うもの、これはあくまでも各党の合意といふものでやるということであつて、たとえば一、二の政党が反対した場合にそれはどういふことでしょうか。その点はどうか。

○小川国務大臣 これは完全な合意に到達するまで時間がかりましようとも、願わくは徹底的に問題を詰めていただきたいと期待をいたしておるわけでありませう。

○二見委員 それでは話を交えて、午前中に質疑がありました金のかからぬ選挙について、各党の合意が必要なので、各党間で話し合いをしてもらいたいといふのが大臣の御答弁でした。たしか前の国会では小委員会が設けられて、参議院の地方区の問題と金のかからぬ選挙について、それから政治資金ともう一つは全国区制でしたか、何か各党でいろいろ話し合いがずつと行われてきたのですか。その話し合いの一つとして衆議院の定数は正ができたのだと思ひ、金のかからぬ選挙といふことで公営化の拡大といふことが、ピラ規制もその中に入つてきたのだらうし、そういうことができてきたのだらうと思ひます。今後、さらに金のかからぬ選挙を進めていくという各党間の話し合いもこれからしていきますけれども、そういう場合には、政府の方としては、あくまでも各党間の話し合いにげたを預けてしまつて、政府としての案——案といふ言葉が強過ぎれば草案

でも試案でも構わないし、そうしたものを一つのため台として提示していく御用意があるのか。大臣のお話ですと、どうも政府主導型で金のかからぬ選挙をやるよりも、各政党にけたを預けてしまった方がよろしいというように私理解したわけですが、それでもやはり何かたき台みないなものはお出しになる用意がありますか。いかがでしょう。

○小川国務大臣 これほどの重要な問題について政府は何も独自の見解、独自の見識を持っておらないのか、そういうものなしに各党にけたを預けるのは無責任ではないかというおしかりはきわめてごもっともだと存じます。存じますが、これは事の性質上、政府のイニシアチフで事を運ぶべきことではないと存じますので、政府の方から政府案と申しますか、たたき台というふうなものを提出申し上げて御検討願うつもりは、ただいまのところないわけでございます。一刻も早く各党間で話し合いに入っていたきたいと期待をしておるわけでありませう。

○二見委員 金のかからないということで、たとえば今度は寄付行為というのが全面的にできなくなりました。最初のうち大分ぎくしゃくしたしましたけれども、しかし確かに金がかからなくなつた面は非常にいいと思ひますし、効果もよろしいと思ひます。

金のかからない選挙というのは、私は二つの面であると思ひまして、一つは公営化という、個人がお金をかけずに済む、選挙の公営というところで進められていく分があります。そうではなくて、寄付みたくに、選挙の公示になる以前に正直言つてかかるわけで、いままでかかってきたわけです。そうしたものに金をお金をかけないようにするために寄付行為の厳禁という項ができたし、私はそれなりに非常に大きな効果があると思ひます。しかし、さらにこれから金のかからない選挙をやる場合には、一方では公営化の拡大ということ、どういう点が公営化できるのか、それをわれわれも研究しなければならぬと思ひます。

もう一つは、候補者であるわれわれが金をお金に済むのだ。私は、候補者というのはいまだ金をお金にかけたいと思ふ人はいないと思ふ。ただでやればこんないいことはないと思つてゐる。五当四落だとかいろいろあるわさばありますけれども、お金をかけたいと思つてゐる候補者はいないだろうと思ふのです。そうすれば、個人として金をお金に済むためには、もう一方では制度として、たとえば買収、供応などのこうした悪質犯に対しては、罰則はいままで以上に厳しいよ、連座制については厳しいよ、候補者としてはお金を使いたくともうっかり使えば失格するよというびしとした枠をはめてしまふ、そういうことも考へていかなければならぬのじやないかと思ひます。

金のかからない選挙ということになると、現行制度でいく限りは、そこいら辺に焦点を当てていくというところもこれから検討していくべきだろうと思ふのですけれども、そういう点についても、大臣のお考えとしては、政党内での合意を持つてきてもいいというところになりますか、それとも、そうしたもののについては、政党内ではなくて、自治省の方からの主體的な意思でもつていふような考え方を提示できるということになりますか。その点、いかがでしょう。

○小川国務大臣 御趣旨は御同感でございます。そこで、この公職選挙法が相当厳しい改正を行つて、施行されてからまだ日が浅いわけでございますので、当面はこの法律の適正な施行に努めていきたいと存じておりますが、そういう買収等に對してもっと厳しい取り締まりをせよという趣旨の改正という問題、まあこれもまた事柄が事柄でありますので、あわせて各党で御研究の結果、成案を得ますれば、政府としては、これを尊重して、追隨をしてみたいと思ひます。

○二見委員 もう一つ、先ほど寄付行為の話をしたわけですが、去年は選挙があるということで自治省の方で大分PRしていただきまして、こういうことをやると違反になりますよ、香典もだめです、結婚式のお祝儀もだめです、いろいろ

るPRをしていただきましたけれども、私みたいな農村を選挙区に持つておられますと、理解してくださるところと、なかなか理解してくれないところとありまして困るわけですが、これについてのPRはこれからは積極的にやっていたきたいと思ひます。これは私たち議員だけに言われても困るので、私たちはわかつてゐる、しかし選挙民の方にもやはり理解をしていただくかないとこれは困るわけです。

その点のPRはこれからお願ひをしたいと思いますし、実際の法律は、効力が発生したのはたしかおとしの十月十四日だったですね。それから一年ちよつとたつたわけですが、効果がある結果がでてゐるんじゃないか、効果があるんじゃないかと思ひます。その点について、もし自治省の方でいろいろその効果を把握したりしてゐることがありましたら、お教えをしていただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 まだ過日の総選挙の結果につきましては、私ども詳細は把握いたしておりませんが、しかし各方面から聞かれますのに、この寄付の禁止というのは相当徹底したというふうに聞いているところでございます。しかし、先ほども御意見がありましたように、これは改正直後ずいぶんPRをしたわけでございますけれども、今後におきましても選挙に関する常時の啓発を行いますような機会などをとらえまして、さらに徹底を図つてまいりたい、こう考へております。

○二見委員 以上で終わります。

○丹羽委員長 安藤殿。

○安藤委員 私は、まず最初に、いま審議の対象になつております執行経費の基準改正案についてお尋ねしたいと思ひます。

この執行経費の問題は、かねてから地方公共団体の超過負担の問題がいろいろ論議されておるわけですが、一昨年度で、四十九年二月二十八日の当委員会においても、この超過負担の問題で実態調査をやるという回答を自治省の方がしておられるわけです。それからまた、超過負担が

実際にあるのかどうかという点については、超過勤務をする場合に、当該地方公共団体のその賃金の問題とか、あるいは能率的にやつたかやらぬのかといういろいろの問題で、とり方の問題があるというふうな回答をされておるわけですが、その実態調査をやつておるといふ御回答があつたので、実態調査を自治省なりのとり方でやつておられて、そしてその結果、実際に超過負担と云ふのが現実になっているのか、起こつていないのか、それをお答えいただきたいと思ふので

○小川国務大臣 実態調査を行つておりますので、ただいま選挙部長から答弁を申し上げます。○佐藤(順)政府委員 私どももいたしましては、四十九年の七月に行われました参議院議員の通常選挙が終了した後で職員を各府県に派遣をいたしました、県につきましては二十三県程度、それから市町村部につきましては、同じ県の市町村につきましていろいろと事情聴取をし、実態調査もいたしております。

その間、いろいろと選挙管理委員会側と話し合ひをいたしました結果では、府県部につきましては、いわゆる超過負担というふうなことにについては、余り問題にならなかつたように記憶をいたしております。市町村部につきましては、若干ございますが、これも今回提案いたしております改正によりまして相当な改善、前進を図つておりますので、全体としては、いわゆる超過負担の解消というところに向かつておるのではないかと考へておる次第でございます。

○安藤委員 大体改定の結果、問題になつておらないというふうにお答えになったのですが、昭和四十九年の参議院の選挙の直前に、たとえばいま提案されておりますのは、ことし行われる参議院選挙に向けてのことなんです。だから、改定をされたすぐ後で行われた参議院の選挙で、事実上、市町村部の方では問題になつたところがあるというふうに言つておられるわけですね。だから、いま改定をされても、また改定直後に行われること

しの参議院選挙、これでもやはり、いろいろ市町村部の方では問題が出てくるんじゃないか。前も、改定された直後に行われても、市町村部では問題があったということですから、また問題が起ってくるんじゃないかという気が私はするのです。

それで、この前の御答弁でも、それからいよいよ御答弁でも、市町村部それから特に大都市の場合に、そういう超過負担の問題があるというようなお話なんですけれども、その大都市といいますが、一体どういう大都市が自治省の方で調べになった範囲で超過負担になったか、それをお答えいただきたいと思います。

○佐藤(順)政府委員 いまのお言葉でございますが、この「超過負担」という言葉につきましても、なかなかいろいろなお言葉があるわけでございます。(安藤委員)それは先ほど申し上げたとおりです。(安藤委員)そこで、言い方を交えて、選挙管理委員会側からのお話による実支出額とそれから私どもから交付しました額との間に懸隔がある、格差がある、こういうことについてしばしば言われるものでございまして、それは私もも部分部分については、お話を伺って承知をいたしておるところでございますけれども、さて、その差額がすべて超過負担であるかどうかということにつきましても、たとえば超過勤務手当の算定の基礎になりますところの給与、その給与の水準というところをお考えいただきまして、しばしば地方公務員の給与というところで問題になりますことと御承知のとおり、全国的にはなかなか大きな格差があるわけでございます。私どもの方でこの経費の基準をはじいて各団体にお渡しするというに当たりますのは、どうしても標準的な経費ののりによって配分をせざるを得ない。もちろん標準経費は、地方財政計画による給料単価をとりませんが、それを各団体——区市町村という各段階に割るにつまましては、給与実態調査の結果による区市町村の各ランクの格差と申しますか、というものを反映して、結果、できるだけ適正な配分にいたしたい、こういう努力はいたしている次第でございます。

にもかかわらず、実支出額との間に差がありますものだから、そこで、地方団体側からは、実はそれを、全体をしばしば超過負担というふうに言われておりますけれども、よく事を分けてお話ししてまいりますときに、やはりそのすべてが超過負担ということではないというところについて、ある程度相互理解に達している面もあるわけでございます。

○安藤委員 それで、お尋ねしたいのは、いろいろお話をされた結果相互理解に達して、たとえば、これはある地方公共団体の教育委員会の方で、能率的でなかったということで、実質使った経費は交付を受けた金額を上回っているけれども、いろいろ話をした結果、そういう不手際というふうなものもあって、それはまあ問題はないというのもあるかと思うのです。しかし、自治省の方でいろいろそういう話し合いをされた結果、やはりこれは実際やむを得ない支出として交付額よりも上回ったものがあるというふうな御判断なさったものもあるのではないかとお尋ねのですね。だから、昭和四十九年に行われた参議院の選挙の結果で、そういうのは額にして一体どのくらい額があったのかという点はどうでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 額の問題を申し上げます前に、いまお話をいたしましたような、十分検討もし合い、話し合いました結果、それでもなお、自治省もまた認める既交付額以上のやむを得ない出費があったというところがある程度合意に達しました場合には、この分につきましては、いわゆる調整費と申しまして、選挙が終わりました後で一定額の調整を行って、その選挙のたびごとにできるだけ問題がないようにいたしております。

○安藤委員 ですから、それは額の話をする前にどういふことでおっしゃったのですけれども、額の方はわかれますか。

○佐藤(順)政府委員 参議院の選挙のときには約七億の調整費を利用しております、これによっていまお話しした調整を行っております。

○安藤委員 いまの調整の関係は、法十八条二項

の協議して追加して交付することができる」というものですね。

○佐藤(順)政府委員 そうでございます。

○安藤委員 この七億幾らの中には東京都の場合も入っていますか。

○佐藤(順)政府委員 入っております。

○安藤委員 たとえば東京都の場合、私が聞いてきたところによりますと、先ほどおっしゃったのは超過負担という言葉が訂正されたのですけれども、実際にかかった費用と交付を受けた金額との差額は、東京都だけでも二億一千五百万円というのが出てくるわけですね。だから、これは相当大きな金額だと思ふのですが、東京都の場合は、いまお話しになったような調整ということで全部解決がついているのですか。

○佐藤(順)政府委員 これにつきましては、東京都選挙と十分検討もし合い、話し合いましたして、そのときはそのときなりにお話は終わっている、こういうふうな丁解ししています。

○安藤委員 いろいろ大都市のことが問題になるのですけれども、実は私は名古屋ですけれども、名古屋の方でもっとふやしてほしいんだという切実な声が出てくるのですが、もう一つ私資料を持っておりまして、大阪府の忠岡町、これは使用経費が百七十八万幾らですから、そう大して大きな町ではないと思うのです。これは昨年十二月五日の衆議院の選挙の場合ですが、ここでも六十万九千円も実使用経費が交付金を上回っているというふうな事例もあるわけですね。だから大都市云々ということではなくして、やはりこういうような小さな町あるいは村にもあるのじゃないかと思ふのですけれども、そういう点もすっかり御留意いたされて、先ほどお話しした調整費というところで、できるだけ負担にならないようにならざるを得ない、全部国の方が負担すべき費用なものでないか、そういう点で、これからは御努力をいたしたいということ強く要望申し上げます。

それからもう一つ、次にお尋ねしたいのは、身体障害者の投票権、これをいかにして確保するかという問題についてなんです、これは前からいろいろ問題がございまして、御承知のように、昨年の暮れに請願があつて、その請願が採択されているというふうな経過があるわけでございますが、その請願の内容は御承知かと思うのですが、たとえば在宅投票制度の充実の問題、それから視力障害者のための点字の選挙公報を出してほしい、それから聴覚障害者のために立会演説会を手話通訳をしてほしい、それからテレビを通じての政見放送に画面の下の方に字幕を入れてほしい、こういうような要望について請願がありまして、当院において採択をされているわけですが、この点についてさきの国会でもいろいろ前向きに検討するという答弁を自治省の方はしておられるわけなんです。障害者の在宅投票制度の問題については、いろいろ担当厳しい条件がついていくわけですが、これは将来とも十分検討すべき問題と考えている、あるいはいま申し上げました点字公報の問題につきまして、ひとつ検討させていただきますというふうな御答弁をしておみえになるわけですが、それ以後この問題についてどういふ検討をされて、どういふふうな前向きに処置をしようとしておられるか、それをお聞かせしたいと思います。

○佐藤(順)政府委員 まず身体障害者の在宅投票制度の問題でございますが、これは私もいたしまして、常に検討は続けておるわけでございますけれども、これは御承知のとおり、むしろ昭和二十七年の選挙のときに非常に大きな弊害が出現して、その直後にこの制度をやめましてからずっと一昨年に至りますまで、この制度が廃止されて今日に至っております。この制度が廃止されたが、過去弊害のありましたときの経緯も十分反省しながら、一方では選挙の公正を確保するということを十分頭に置きながら、そして身体障害者の方々の在宅投票の道を開く、そして郵便による投票という方法を採用するというところで踏み切ったのが実は一昨年の改正によるわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、改正をしたばかりでございますので、まずこの各選挙における執行の状況、公正確保の状況を初めいろいろの状況を見守りまして、その後でまた考えていきたい、こういう考え方で進んでいったものでございます。

それからもう一つお話のありました、同じく身体障害者の方々のための点字公報の発行の問題、それから立会演説会における手話通訳の問題、さらにはテレビによる政見放送の字幕挿入の問題などがございましたが、まず点字の問題と手話の問題につきましては、たとえば点字で候補者の氏名、年齢、党派別というようなものを記載した文書を頒布することや、あるいは立会演説会に手話通訳を置くということにつきましては、いままでもすでに選挙管理委員会側の便宜供与の一つの方法ということで、可能なところにおきましてはこれを實現に移しているところでございます。しかし、これを全国レベルの制度として取り上げるにつきましては、政見放送の字幕の問題も含めまして、円滑に実施できるという確信を得るまでにまだ至っておりませんので、必要な諸条件が整うのを待ちまして実行に移すことを検討するというところで、現在のところはまだ踏み切らない状況でございます。

○安藤委員 いろいろ事情はわかっておりますけれども、せっかく請願を御採択いただいたにもかかわらず、それ以後前進をした措置をとっていただいてないものですかとお尋ねしているのですけれども、たとえば点字の公報ですね、これは技術的に何かむずかしい問題があるのですか。

○佐藤(順)政府委員 点字の公報につきましては、現在一般の選挙公報につきましても、かつては活字を拾って組んでおりましたけれども、ミスなどがありまして問題があるということも心配をいたしまして、現在では写真製版による方式でやっております。それでありまして、現在、各選挙管理委員会が選挙の準備段階から選挙の期間に入りましても非常に神経を使い、かつ大変な努力

を割くのが実はこの選挙公報の問題でございます。加えまして点字公報となりますと、一般の活字などと違ひまして非常に大きな紙面を必要とするということになりますので、その紙面の中に候補者の政見などを要約し切ることができるとかどうかわからないようなことなどもございまして、これはやはり能力的に全国レベルで採用するにはまだ問題がある、こういうことでございます。

○安藤委員 いまの点字公報の場合ですね。普通の文字と点字を比較しますと、点字はかなになるわけですね、だから相当な分量になるということはおわかってはいるのですが、点字公報用の政見を各候補者から特に原稿を書いてもらって、だから縮めたものになると思うのですけれども、そうすれば、いまの選挙公報の中におさまるぐらいの字数に制限をしてその範囲内で書いてほしいということであればできるんじゃないかと思うのです。それからもう一つ、テレビの政見放送のときの字幕の問題。あれはいま五分三十秒になったのです。五分三十秒の間にしゃべっていることと同じような言葉をずっと並べるわけにはまいらぬというところもあるかと思うのです。しかしそれもテレビの政見放送の字幕用の原稿ということで縮めた原稿を候補者に書いてもらって、そしてそれを流すというようにすることで解決はできるんじゃないかというふうに思っております。それけれども、そういうことまで含めて、前向きに検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 いまお話しした二つの問題ともまだ技術的、能力的に非常に困難な面が多うございます。

そこで、後にお話しになりましたテレビの政見放送の問題につきましては、私ども、NHK当局とも話し合いましたし、私ども、NHK当局も、いま申しましたように、技術面、能力面においてどうしていただそまてまいらぬという状況でございます。したがって、さらに検討は続けたいと思っております。非常に前向き検討というふうに申し上げるにはまだなかなか問題が多いことをお含みいた

だきたい次第でございます。

○安藤委員 技術面につきましては、私もテレビの技術でどうこうということとはよくわかりませんが、それは一層御努力をお願いしたいと思うのですが、能力面というところになると、ちよつと私からいいます。能力面ということになりますと、やればできるということに結論がいくんじゃないかと思うのです。ですから、これは前向きに検討するという方向でぜひともお考えいただきたいと思っております。これは身体障害者の方々にとっては、申し上げるまでもないことなんですけれども、国政に参加するための一番大切な権利の行使の一つですから、前向きに御検討いただきたいと思ひます。

もう一つは、在宅投票の郵便による投票の場合なんです。これも先ほど申し上げました請願の中に入っておりまして採択されておるのでございけれども、これは非常にめんどろな手続になっております。

詳しいことは申し上げませんが、とにかく投票しようとする身体障害者の方が選挙管理委員会に対して、これは簡易書留でおやりになっているというところで、三回簡易書留で送る。最後の三回目だけが投票するというところになっているようなのですが、これを二回に縮める。というのは、投票用紙を選挙管理委員会から交付を受ける、それが二番目の手続になっておるのでございけれども、郵便の投票証明書の送付を受けるときに投票用紙と一緒に送付をする、ということになれば一回助かるわけですね。そういうようなことで、三回あるのです。これを二回に縮めるといふようなことは御努力していただくということにはまいりませんでしょうか。それから郵便料金も一回二百五十円、三回ですと七百五十円かかるわけですね。郵便料金も助かる。もちろん身体障害者の方は、経済的な弱者という立場におられるのが一般的でございますので、そういう点も御配慮いただきたいと思ひます。いかがでございませうか。

○佐藤(順)政府委員 ただいま三回郵送をするというふうにおっしゃいましたが、一番最初は、選挙管理委員会から在宅投票のできる人であるという証明書をもらっていただくものでございまして、これはおおよそ選挙と関係ない普通の時期にもらっておいていただくわけでありまして、そして選挙のときに至りますと、そこで初めて投票用紙の請求をするということになりますので、選挙のたびごとには実は二回ということになっておるわけでございます。

○安藤委員 その辺についてあれこれ言いたくはないですけれども、実際問題としては、選挙がいつ始まるかわからないという段階で、前もって証明書をもらっておくかという人はなかなか少ないんじゃないかと思うのです。やはりいつの日にも選挙がある、いよいよだれが立候補する予定だというふうな話になってきて、選挙機運が盛り上がりだしてきて、やはりこういう証明書をとりかかるといふのが普通ではないかと思ひます。だから、そういうことから考えると選挙のたびごとに三回ということになるんじゃないかというふうにも思ひます。だから何とかこれを少しでも負担を軽くして、そして権利を行使してもらいたいという方向でお考えいただきたいということをお願いしておるわけなんです。

○佐藤(順)政府委員 先ほど申し上げました在宅投票できる人であるという証明書を一たん受け取っていただきますと、向こう四年間有効というところになっておりますので、四年間の間に行われる選挙につきましましては後は選挙の都度には二回、つまり一回が投票用紙の請求であり、二度目が投票であるというところで、二回で済むということになります。しかし御意見のありました点は、さらに私どもとして、いろいろと検討は続けてみたいと思ひます。

○安藤委員 その関係でもう一つだけお尋ねしておきたいのですが、金額的には小さいのですけれども、いま申し上げた郵便料金ですね、これは個人負担ということではなくて、公費の方で負担していただくという方向でお考えいただくといい

○佐藤順一政府委員 このことにつきましてもいろいろと御陳情はいただいておるところでございますが、現在のところ、全体の制度といいたしまして、各選挙人が自分の選挙権、投票権を行使するためにしていただく、郵送料にせよあるいは健康のためにしていただく、

な方々のいろいろな電車賃などにいたしましたも、おおよそ選挙人が選挙権を行使するために必要とする経費については、現在のところ国側から負担をするというような仕組みがまだ採用されておりま

せん。これにつきましては、御陳情もありましたので、検討事項にはいたしております。しかしながら、なお、なかなかいまずぐ採用というわけにはまいりませんので、検討課題にさせていただきますと申し上げさせていただきます。

○安藤委員　いまいろいろお願いをしましたけれども、それはぜひとも、もう請願採択をされているということでもありますので、前向きに一つでも二つでも実現していただくように強くお願いしておきます。

それから、次にお尋ねしたいのは、これは防衛庁の方、それから警察庁の方も来ていただいていると思うのですが、その方々にもぜひともお聞きいただきたいと思います。

といひますのは、ことしの二月十一日に、これは奈良県で起こつたことでございますけれども、奈良県に生駒市という市がございます。この生駒市に旧海軍の軍人親睦会でくろがね会というのがございまして、そのくろがね会の講演会がありま

して、そこへ自衛隊の奈良地方連絡部長小舟迫夫一等陸佐、この人が中嶋光夫一等陸尉ほかもう一名の隊員を連れて制服でこの集会に行きまして、自衛隊の公の、私物ではない封筒に「自衛隊奈良地方連絡部」の文字の入った袋に、自民党の公認

予定候補者参議院全国区堀江正夫という人のパンフレットと、その人の集会に参加してほしいという案内状、それから後援会入会申込書等を入れて、集会に参加しておられた人たちに渡した。そうして、その集会にぜひとも来てほしいというよ

うなことも話しておられるという事実があるわけ
 なんですけれども、そういう点について、これは
 公職選挙法にも国家公務員の選挙活動ということ
 で関係があると思いますので、自治大臣、そうい
 うような事実を御存じなのかどうかということを
 お伺いしたいと思っています。

○小川国務大臣 あらましのことは承知いたしておりますが、警察庁の刑事局長が参っておりますので、警察で把握しておる事実をお耳に入れることにいたします。

○鈴木政府委員　いまお尋ねの件につきまして、現在地元の奈良県警察本部で調査をしております。こういうふうに聞いております。したがって、詳細な内容はわかりませんが、その生駒でのもそれということでの概要は承っております。

○安藤委員　そうしますと、まだ生駒署の管轄内の出来事だということで、生駒署が動いているかどうかということまではわかっていないということになりますか。

それからもう一つ、調査というふうにおっしゃ

ったのです。それはいわゆる刑事事犯としての容疑があつて、それに対する捜査ということになるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○鈴木政府委員　奈良県警察本部の刑事部の捜査

二課でこれについては調査をしておる、こういうことを伺っております。

○安藤委員　調査というふうにおっしゃるのですが、警察がそういう調査ということになれば、刑事訴訟法上の捜査活動の一つということになるの

ではないかと思うのですが、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○鈴木政府委員 いずれにしましても、県警捜査二課として事実をはっきり把握するごういう一つの行為を現在やっておるということをごまかし

で、それについてどういふような判定の上に立つてどういふうなことをするか、これについての詳細はまだ報告を受けていない、こういう段階でございます。

○安藤委員　そうすると、これは自衛隊法違反あ

るいは公職選挙法違反というような容疑があるかどうかということで捜査しておられる、こういうふうに伺っていいわけですか。

○鈴木政府委員 事実関係が明確になりました段階におきまして、奈良県警察本部としてはそれに即応した処置をとる、こういうふうに理解してお

ります。
○安藤議員 防衛庁の方にお伺いしたいのですが、いま私がお伺いした中で申し上げた事実を防衛庁の方では把握しておられるかどうか、いかが

○竹岡政府委員　お尋ねのような内容が二月十五日付の赤旗に掲載されましたので、われわれとしても事が重大でございますから、その日に陸上幕僚監部を通じて、地元中部方面総監部に事実

調査を下命したわけでございます。現在、警察庁、刑事局長が答えておりますように、警察庁の方、いわゆる第三者の公正な機関で調査をやっておられますので、しばらくその調査の結果を待つて、さらにわれわれの方も調査を進めたいと思ひま

われわれの方で調査いたしました事實は、大体いま先生が言われましたように、二月十一日に奈良県生駒市の老人ホームでくろがね会の会があり

まして、このくろがね会の幹事長の方から一月中旬ごろに奈良の地方連絡部長が講演を依頼されておりましたので、当日赴いたということでございます。赴いたときに、講演の資料といたしまして、自衛隊の広報パンフレット等を入れた奈良地

方連絡部の封筒、その封筒にはさらに奈良県の防衛協会長から配布を依頼されておったといわれる三月十五日に行われる予定の「音楽と講演の夕べ」のプログラム等も一緒に入れて配った。この封筒の中に御指摘の堀江正夫氏の後援会のパンフレット

ト及び後援会の入会申込書が入っていったようですが、これは奈良県の堀江正夫氏の後援会長がお知らせまして、これがくろがね会の会員でもあるわけですが、この人のところの社員がこれを持ち込んで、配ってもらった。その配るときの手違い

等、いろいろなこれはまた異論もあるようでございますので、この点はさらに警察の調査を待つて、私の方も事実を確かめたい、このように考えておるわけでございます。

○安藤委員　いろいろ手違いがあったかもしれないという御趣旨のお話があるんですが、私

の手元にその現物があるのですけれども、「自衛隊奈良地方連絡部」とちゃんと印刷した袋ですね。そしてこの袋の中に――後援会の入会申込書というのは私の入手した中に入っていないのです。

が、先ほどお話にもありましたし、私が質問をいたしました堀江正夫氏の後援会のパンフレット、これが入っているわけです。もちろんこの中には「私の政見 堀江正夫」と、これは恐らく署名を印刷したものだと思うのですが、政見が述べられて

いるわけです。これは明らかに選挙に関する文書だと思ふのです。

もう一つは、先ほどのお話にありました「音楽と講演の夕べ」、この第一部の「講演」の講師は「堀江正夫氏」というふうになっているわけです。こ

の袋の中にこういうものが入ることになったいきさつなんかで何か手違いがあるかもしれぬというようなお話なんですか、いまおっしゃったことは。

○竹岡政府委員 この事實は警察の調査を待って判断する方が正しいと思いますけれども、われわれの方で一応聞いておきますのは、奈良県の壺江正夫氏の後援会長がこのパンフレットを社員をして持ち込ませた、持ち込まされたので、くろがね

会の世話人の方に渡して配布方を願った。それで、同時に奈良地連から地連部長の講演資料として持ち込まれたその封筒に、過ってそこに入れてしまったのではないかというような事実があるのではないかということを聞いております。その辺

○安藤委員　小舟という一等陸佐は、その席上でその事実、あるいは地連の職員が積極的に入れたかどうかというような事実、こういう点は警察の調査を待つてから判断したい、このように考えております。

然のことでございますので、その点は十分に戒め合つていきたいと思ひます。特に現在、自衛隊全体としてはよく注意を払つてまいりたい、このように考へておるところでございます。

○安藤委員 最後に一点、そのことと関連して。そうしますと、私がいまお尋ねしたようなことが事実行われたとすれば、これはもうとんでもないことだといふことになるわけですね。

○竹岡政府委員 先ほど申し上げましたように、その事実はまだはつきりしませんが、われわれはそういうことはなかりと思ひますけれども、仮に地方連絡部が、ある候補者が予定されておるような方の後援会、これは一種の政治団体になりますから、その趣意書なり、そういったものを積極的に人の集會で配るようなことがありましたら、これはとんでもないことだと思ひます。

○安藤委員 終わります。

○丹羽委員 山花貞夫君。

○山花委員 私は、主として公職選挙法の第十五条と地方自治法の第九十条の関係で、東京都議会議員の定数をめぐつての問題についてお伺ひしたいと思ひますけれども、まず、その前提としてひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

御承知のとおり、昨年四月十四日、最高裁判所は、前回四十七年暮れの衆議院の総選挙をめぐつて、当時の千葉一区でありましたが、有権者が、議員定数の不均衡は法のものとする平等を定めた憲法十四条に違反する、したがって、選挙は無効である、こういう訴えを起しました上告審、最高裁判所で違憲の判決が出されました。憲法十四条、四十四条は、選挙における選挙人の投票の持つ価値の平等を要求していると解するのが相当であり、議員一人当たりの選挙人数の開きが最高五対一の割合に達していた本件選挙当時の衆議院議員定数は全体として違憲とし、同選挙当時の衆議院定数を定めていた公職選挙法の別表などについて違憲の判断を示したわけでありました。実はきょうの午前中の質疑の中で参議院の全国区の問題、午後の質疑の中で地方区の定数の問題なども出て

おるわけですが、ここで大臣に、こうした一票の価値をめぐつての最高裁判所の判決というものをどのように受けとめて、これから参議院の問題もありますが、こうした議員定数の不公平、不正とされている問題について対処していくか、その決意をお伺ひしたいと思ひます。

○小川国務大臣 最高裁の判決は、投票の価値と申しますか、一票の重みといふことについての大事な問題についてなされた判決だと心得ております。ただ、これは昭和四十七年当時の衆議院の定数に關してなされた判決でございます。いま参議院というお言葉もございましたけれども、参議院の議員は、一面において地域代表という性格を沿革的に持つておることでもございまして、したがって、選挙法におきまして、参議院については五年ごとに見直し云々という規定も設けられておらないわけでありまして、必ずしも参議院については、人口の比例だけによつて定数が定められるべきものではないと理解すべきものと考へております。現在の参議院の状況、定数が直ちに違憲であるとは断定できないのではなからうか、このように考へております。

○山花委員 私は、いま指摘いたしました最高裁判決があるから、現在の参議院の定数問題について直ちに違憲であるといふことについて御意見を伺おうと思ひます。いま大臣がお話しになりましたような問題も一面にはあると考へております。しかしこの最高裁判所の判決の中で示しました一票の価値といふ問題について、憲法十四条の法のものと平等、四十四条の公務員の選定、罷免権をめぐつての一人一人の投票は一票といふことで、数の意味で平等でなければならぬ、同時に価値の面で平等でなければならぬ、こうした考へ方については参議院についても基本的には適用になるものであり、あるいはその他の地方議会の議員の定数についても、基本的には考へ方として及ばさなければならぬものではないかというように考へます。それぞれ参議院の場合にはこれこれという事情、都道府県議会の選挙についてはこれ

これこういう事情、そこに修正の原理が働いてくるとは思ひますけれども、根本の精神は各種選挙に当てはまるべき公平の原理ではないかと考へますが、その点はいかがでしようか。

○小川国務大臣 判決の趣旨そのものは十分理解できると考へております。

○山花委員 さて、本論に入つて伺つていきたいと思ひますけれども、実はこうした一票の価値をめぐつて有権者の関心が高まつてまいりました。衆議院選挙についてしかり、参議院選挙についてしかり、さらに最近では、東京都議会議員の定数の格差の問題をめぐつて有権者の関心が高まつているところであります。

これは大臣でなくともよろしいと思ひますが、もし調査の結果がありましたら、お答えいただきたいと思ひます。こうした一票の価値をめぐつてさまざまな裁判がさまざまな形で提起されていると伺つておりますけれども、現在係属中のこの種裁判は一体幾つぐらいあるのかといふことについて、おわかりでしたらお答えいただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。

現在、私も自治省で把握しております定数関係に関する訴訟は、すべて衆議院議員選挙に関するものでございます。

これを大別いたしますと、まず第一に、総選挙事務の執行の差しとめを求めておりますもの、第二に、定数不均衡のために損害をこうむつたとして賠償を求めているもの、第三に、定数不均衡のために前回の衆議院選挙の無効を主張しているもの、以上三つに分けて考へることができまして、合計十八件でございます。

○山花委員 いまのお答えの中にも予想以上に多くの裁判が出されている、こういう印象は受けました。ところが、このまま時が推移いたしますと、今度は、参議院でも同じような裁判がたたくさん出てくるのではなからうか。あるいは東京都議会議員の選挙が何ら手が増えられないで従来どおり施行されますと、同じように裁判がたたくさん

出てくるのではないか、こういうことを予測しなければならぬと思ひます。

なおかつ、いまお話しになった中にも出てまいりましたけれども、従来は選挙の無効が一つの中心となる時期がありました。次第に差しとめといふ問題が起つてまいりました。最近では、損害賠償といふ問題まで起つてきているわけでありまして、特に損害賠償の問題は慰謝料請求という形をとり、不公平な選挙制度のもとで一票を入れたければならぬこの精神的な損害について損害賠償の請求をする、こういう形の裁判まで起つてくるようになりまして、しかも、裁判の内容について、私が幾つか資料を持っていますものを見ますと、たとえば党の党首、議員個人に対して三十二万円ずつ金を払え、こういう裁判まで起つてきているという状況であります。したがって、この問題については、ひとつ本腰を入れてこれから対策を立てていかなければならないのではないかと考へております。お答えいただきました、その裁判の傾向から考へるわけですが、その点はいかがでしようか。

○佐藤(順)政府委員 先ほど大臣から御答弁もございましたとおり、先ほどお示しの最高裁判所の判決それ自体は、衆議院議員の選挙についてのものではございませんけれども、しかし、そこに示されました考へ方というものには非常に大切な考へ方であるといふことを中心に、常に研究は続けていかなくてはならない問題だと考へております。

○山花委員 具体的な問題で伺つていきたいと思ひますけれども、参議院地方区の問題については、私のきょうの質問の枠の外ですから、それは外したいと思ひます。

地方公共団体の議会の議員の選挙について伺いたいと思ひますけれども、御承知のとおり、公職選挙法の第十五条は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる

る。こうした選挙区議員定数についての原則規定を設けています。そして都道府県会議員についての定めと、東京都議会議員についての特別につきまわして、地方自治法の九十条におきまして、「都道府県の議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあっては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府県にあっては人口五万、人口百万以上の都道府県にあっては人口七万を加えることに各議員一人を増し、百二十人を以て定数とする。」としました後、第二項において、「前項の議員の定数は、都にあっては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができる。ただし、百三十人をもつて定数とする。」このように定められていくわけであり、昭和四十四年の法改正で新設した部分もあるわけですが、このように選挙区と議員定数についての定めがあるわけですから、こうした都道府県議員の定数を定める基準あるいは根拠というものを一体どのように理解されているかという点について伺いたいと思います。先ほど、衆議院の場合はこう、参議院の場合はこうだ、こういうお話がございましたけれども、それでは都道府県議員について定数については、どのような基準で決まっていると理解されているか、お答えいただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 基準といたしましては、ただいままさに山花議員が列挙されましたような事柄がすべて基準になってまいります。

すなわち、各選挙区ごとの定数は人口比例によるということが一方において基準でございますが、しかし人口比例ということだけでは、各地域における代表という面において十分でないという事態が参った都道府県におきましては、そのただし書きによりまして、おおむね人口によりながら、しかし人口に比例しないで定めることもできる、こういうことになっているわけでございます。

そうしてもう一つ大きな基準といたしまして、

先ほどお示しありました地方自治法の規定する定数の規定、これによつていよいよ上限が決まっているわけでございますので、その上限の範囲内で各地方団体が条例でこれを決めていく、こういったことがまさに基準になってまいる、こう思うわけでございます。

○山花委員 基準については、この条文を素直に読みまして、まず原則は人口に比例してということだと思ひます。そして、これに対する修正の原理として地域間の均衡、特殊性ということが入つてきているということではないかと思ひます。そういったしますと、人口増によつて議員定数の若干の増員は原則として認める方向というのが考えられなければならぬのではないかと、私はこの条文を素直に読んで、そういう気がするわけであり

ます。具体的な問題で考えてみますと、自治省の方でもお調べになつておると思うので、たとえば議員一人当たりの人口が一体どうなつていのかという点について、もう私が言うまでもなく、何といつても東京が最大の人口ということになつていゝわけであり、私も調査したところでは、五十年年度の国勢調査の結果によつて計算いたしますと、東京の場合には議員一人当たり人口が九万三千人、大阪の場合には七万四千

千人、神奈川の場合には五万七千人、埼玉の場合には五万六千人、愛知の場合には五万六千人、これが上位の五つの府県であります。逆に最下位の方から見ますと、鳥取の場合には一万五千人、島根の場合には一万九千人、山梨の場合には一万九千人、福井の場合には一万九千人、徳島、高知、佐賀の場合にはそれぞれ二万人ずつ。

これが議員一人当たり人口ということであり、すけれども、こうした議員一人当たり人口についての配慮というものが、こうした選挙法上どうなつていゝのかという点について振り返つてみますと、先ほどの公職選挙法十五条と地方自治法九十条の関係になつてまいりますが、人口に応じて議員の定数をふやし、そして最高百二十人をもつて

定数とする、こういう仕組みで配慮しているのだと理解することができると思ひます。

また、同じ傾向で考えてみますと、たとえば神奈川県の場合には、四十六年四月の統一地方選挙におきましては、四十年十月の国勢調査に基づいて、人口が四百四十三万七千四百三十三人、まあ余り細かい数字を申し上げるつもりはありませんけれども、当時は条例によつて定数が九十五名と定められていました。それが五十年四月の統一地方選挙の場合には、人口増に伴ひまして百二十名にだんだん近づいてまいりまして、九十五名から百九名になりまして、そして五十四年四月、予定という

ことで計算してまいりますと、上限いっぱい百二十名までなるわけであり、こういう関係を六府県の県会議員について見ますと、愛知県の場合には九十八名から百十六名になり、京都府の場合には六十一名から六十六名になり、大阪府の場合には百十名から百二十名に、兵庫県は九十名から百三名に、福岡県は八十六名から九十三名に、人口増に従つて定数が最高百二十名まで増加しているわけであり

ます。ところが東京の場合には、昭和四十四年七月に行われた選挙のときには、人口一千八百六十六万で百二十六議席、ところが四十八年七月の選挙のときには、東京の場合には、人口が一千八百六十六万から一千四百四十万人に増加しているにもかかわらず、百二十五と定数が一つ少なくなつており、そして、このままでいきますと、五十四年四月の統一地方選挙のときには、人口が一千六百六十七万まで伸びるわけですが、やはり百二十五ということになるわけであり、すなわち、他の都道府県では、人口増に従つて一定程度議員の定数がふえて、一票の価値について格差、不公平の問題が出ないという配慮が働いてくるわけであり、すけれども、東京の場合には、人口はどんどんふえるのだけれども、定数が減つてしまふ、こういう仕組みになつていゝわけですが、この点の問題についてどうお考えになつていゝか

を答えたいだと思ひます。

○鹿兒島説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話ございましたとおり、人口に比例したまま、一応基本的には定数をふやすという形になつておるわけでございますが、定数の大枠といたしましては、これもお話にございましたとおり、まず百二十人という基本的な上限がございます。そして東京都の定数につきましては、これもたゞいまお話にございましたけれども、これは特に九十条の第二項で、四十四年の改正の際に、もつぱら特別区の定数を基準として定数を図るといふ形になつておりますために、現在特別区の定数が減少いたしておりますので、いま御指摘のような形で、その増加分が減つてくる、こういう形になつておるかと思ひます。

○山花委員 いまのお話でも、東京の場合には、一方において人口が増加しているけれども、定数は減つてきている傾向が起つていゝ、こういうお答えがございました。ここに一つの問題があると思ひます。

同時に、後の質問に進む前提としてこれまた確かめておきたいと思ひます。すなわち、いまお答えにありましたような、他の都道府県とは逆の現象が起つてくる中で、一票の格差という問題については、最近では大変大きな格差が生じていゝという現状があると思ひます。すなわち、この点については、どのように把握しておられるでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 ただいまのお尋ねの格差の問題が東京都内における各選挙区ごとの格差という点といたしまして、一番大きいところの差は約八倍、八対一になつていゝと思ひます。

○山花委員 いま八倍とお答えいただきましたけれども、確かに私が調べたところでも、一番定数の少ない問題の区が町田市、人口二十五万五千人で定数が一人であり、一番人口の少ないところでは、千代田区の場合、人口三万一千人で一人であり、三万一千人と二十五万五千人でそれぞれ一人ずつの議員しか選べない。これは従来国

○山花委員　いまのお答えは、とにかく都の方で何とかしてもらう以外はないということで、いわば自治省としては関知しない、こういった感じまで受け取れるような、大変すげない答えではないかい、という気がするわけです。私は、そういう問題ではないのであって、八分の一というようなゆゆしき事態になっているとするならば、そして先ほど私が幾つかの資料に基づいて申し上げましたとおり、他の都道府県はある程度定数がふえて、そこで調整がなされているのに、東京の場合には、むしろ人口がふえながら一方においては減っている。区部の人口が少なくなって三多摩及び周辺地帯の人口がふえている、こういうことから起こっている現象であるわけですけれども、そうした問題に対して、これはもう積極的に取り組んでいたかなければいけないのではないかと、いうように考えるとところであります。

ということではなくて、すでにげたが自治大臣の方に預けられている。そうして預かった自治大臣が都議会に対して、各党に対して検討を約束されておったわけであります。まあ前的大臣というところかも知れませんが、事務局段階で一体どういう整理と検討をこれまでされてきたのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○鹿兒島悦明 ただいま先生の御指摘のとおり、昨年六月、東京都の方から私どもの方に申し入れがございました。私ども、その後鋭意検討を進めておるわけであります。

ただ、ここで申し上げておきたいことは、四十四年の改正の際の趣旨が、特別区の特長性に基づまして、特別区の人口に基づいて定数増を図ったといういきさつがございます。そして昨年の御意見は東京都全体の人口に基づいてということで、基本的な考え方が相当大幅に変更になった、こう

けです。ところが、都区内の人口を問題にしておいたものですから、人口全体としてはふえたけれども、百二十六から逆戻りして百二十五というようになっている、こういう状況だと思います。そういういたしますと、四十四年の法改正の特別の規定を入れた、その意味がいまでは全くなくなっているのではないでしようか。むしろ死文となっている以上に害を起こしている、こういうことではないかと思うのであります。

そういたしますと、いまお話によれば、その当時の考え方と都議会の持ってきた考え方が食い違っている、こういうお話ですけれども、背景と状況の変化があるから食い違いは当然であると言わなければなりません。当時は、都区内の人口はまだまだたくさんあった。三多摩にたくさん人が出ていくというようなことがなかった。だから、四十四年の趣旨のような法ができた。ところが事情が全

ひとつお答えいただきたいと思ひますけれども、
いかがでしょうか。

○鹿兒島説明員　まず、事務的な経過から申し上げたいと思いますが、まず第一の点といたしまして、特別区の特種性に基づいて定数の増を図る、その根拠といたしましては、東京都の特種性と申しますか、特別区におきます事務というものを東京都自身が大変大きく取り上げておるという事情があるわけでございます。もちろん、四十九年の改正によりまして、区長公選に伴ひまして事務が相当大幅に特別区に委譲はされておりますが、現在におきましても他の府県と異なりまして、東京都の場合におきましては、都市計画の事務、上下水道の事務あるいは消防の事務というものを都自身が行っている、こういう事情に着目いたしましたして四十四年の改正が行われた、かように了解をいたしておるわけでございます。したがって

て、そういう事情、趣旨に基づきまして改正された趣旨そのものは今日でも依然として私どもとしては尊重すべきではなからうか、かように考えておる点が一つでございます。

それから第二の点について申し上げますと、先ほど昨年六月に都の方からお話があった——これはあったわけでございますが、その後私ども、事務的に東京都の事務当局と接触をいたしておるわけでございます。その過程におきまして、都の方の意見というものが引き続き議会の方でいろいろと調整しながら自治省にお願いに来るという話がございます。その話が先ほど申し上げたように、その後の事情としましてまだ調整中である、かように私も承っております。

○山花委員 いまのお答えに対して、なお伺いたい点もありませんけれども、大臣に、こういう観点でひとつ関連して伺いたいと思うのです。

私は二つの問題を申し上げます。一つは、東京の人口が全体でどんどんふえていくのに、逆に減っていく、こういう問題が一つ、もう一つは、地域におきましては、町田と千代田で三万一千人と二十五万五千人、八倍の差がある。この格差というものは八倍で、八分の一でありますから、冒頭申し上げましたような最高裁判所の判決などが国民の一票の価値に対する意識をもう一遍呼び起こしている時期、しかもお話がありましたとおり、すでに十八も裁判が出ているという時期、もし今度、このまま都議会議員の選挙が行われたとするならば、八分の一というところで行われたとするならば、裁判は十八どころではなくなってくると思います。というような状況を前提として、この問題について大臣はどのように対処されるかということについてお答え——決意でも結構ですけれども御返事をいただきたいと思ひます。

○小川国務大臣 ただいま事務当局から都と特別区との特殊な関係、つまり九十条二項を設ける際の根拠になった事情というものは今日なお継続しておる、したがって、これをいままう改めたくはないという趣旨の御説明をいたしたと思ひます。

この事務当局の見解にも一理あるという感じが私にはいたしておりますが、先ほど来る山花先生のお話を承り、ことに根本の事情がすっかり変化してしまつておるのではないかとお話をございませう。まあ、ひとつこれを踏まえまして、私はこれは初めて聞いた問題でございますから、十分研究をいたしていきたく存じます。

○山花委員 最後に、念を入れて伺つておきたいと思うのですけれども、先ほどのお答えの中に、幾つかの事務当局との折衝を含めてのお返事がございまして、確かに東京都の場合には、四十四年法改正の場合にも、単に人口増ということだけを考慮して定数をふやすというわけにはいかないのだ、こういう議論がされていることについては、間違いないと思ひます。また一方におきましては、何対何という格差の問題につきましても、これは東京の中心部にありましては常住人口は少なくなりましても、周辺部に人口が移動しているという状況がありましても、一方におきましては、行政需要と申しますか、都区内のそれはそれなりの理由があるということですから、格差の問題についても何対何を全部平等にしろという議論が出てこないということについてもわきまえてあるつもりであります。ただ、そうした問題を、これは自分たちの問題ですから都議会の議員の皆さんがいろいろ検討された。さらに、その上で各党派の折衝も成った。一つの調整の原理として百三十人という、そこまでふやすことによつて解決の方向が出てくるのではないかとというのが、最終的な一つの意見書にまとまつてきたのではないかと理解しているわけでありませう。

条文の削除、変更の関係につきましては、都議会から当時の福田自治大臣に出されました、議員定数については、「都にあつては、都の人口を百万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができる。ただし、百三十人をもつて定限とする」という九十条二項の変更でもよろしいと思ひますし、あるいは九十条二項は、状況が変つたのだからということで削除をいたしまし

て、一項の「百二十」を「百三十」と変えるというよりな方法も考えられるのではないかと。やり方はいろいろあるのではないかと申すのですけれども、先ほど事務当局のお話というものが出ました。私は、事務当局の話がどうなつてゐるか正確に知つていません。

したがって、きょうの御質問の最後といたしましては、とにかくこのまま夏の都議会議員選挙を終わつてしまつたとするならば、これは参議院地方区定数についても同じことだと思ひますけれども、東京都の場合にも大変多くの問題が出てくるのではないかと、こういう情勢のもとでもありますので、東京都議会の側で意見の調整ができた場合には、速やかにこれに対応して解決のための措置ができるような自治省としての体制をとつておいていただきたというのをひとつ最後にお願い申し上げます。大臣にこの点お返事いただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○小川国務大臣 非常に大切な問題について御教示をいただきましたので、のんびりというわけにまいりませんから、急遽検討をいたします。ただ、御期待の方向で解決できるかどうか、もとよりこの場でお約束はいたしかねるわけでございますが、御趣旨はよく理解いたしました。鋭意検討いたします。

○山花委員 以上で終わらせていただきます。

○丹羽委員 山田芳治君。

○山田委員 相対時間もたつてまいりましたから、簡単に重要な点だけを質問をいたしたいと思います。

まず第一に、大臣にお伺いをいたしたのであります。これでは、三回目の質問になるかと思ひますが、去る七十六国会におきまして公選法並びに政治資金規正法の大改正を行つたわけでありまして、それに合わせて七十六国会において、当委員会においては、中央地方を通ずる選挙管理機構の拡充強化を行つべきであるという決議をいたしました。当時の大臣も、決議の

趣旨に基づいて善処をし、万全の措置をいたしますという答弁がありました。また、都道府県の選挙管理委員会の連合会その他からも同様の趣旨の要望が毎日出されてゐるわけでありませう。福田前自治大臣は、このことを含んで、自治省の選挙部を選挙局に格上げをしよう、あるいは地方の選挙管理機構を一名ずつでもふやそうという努力をして、閣議の席においては、行政機構は増減をしないという申し合せの際にも拒否をしたというぐらゐの姿勢で臨んだわけでありませう。今回の五十二年の予算編成に当たつても、自治大臣としては努力をされたというふうには聞いておりますけれども、当委員会の決議を上げたという事情もあり、また、その事情の背景には大幅な選挙法の改正、また、今後予想されるところのいわゆる金のからん選挙制度というものを考えるときに、選挙局が実現をしなければならぬのは遺憾である、八月までの段階において行政の管理機構、行政機構の抜本的な見直しをやるということが総理から言われているわけでありませうから、この改革というものは、何も減らすばかりが能じやないの、必要なものは、昇格させるべきものはさせていかなければならぬ。とりわけ私が言つておりますのは、民主主義の基本的な手続であるところの選挙というものを管理する中央の管理行政機構が、一省の局の下にある一部で果たして満足できるかということになれば、これはとうてい満足できない。かつては中央選挙管理委員会事務局長というものは次官クラスの事務局局長が座つておつた。郡祐一氏あたりが座つておつた例があるのではありませんか、部になるということで、これだけ重要な意味を持つ選挙手続を管理する機構としては不十分であつたわけでありませうが、この点について、八月に向かつて自治大臣としてはどういふ決意があるのか。私は、本日、行政管理局長官においでを願おうということを出席を求めたのでありますが、きょうは所用があるの、後日ということでありませうから、行政管理局長官に対する質問は留保しますけれども、自治大臣

私は、政党法というような形でなくても、支出の

とが考えられるわけです。
私は理事会等においても、西ドイツを十分参考

で、これも前に質問をいたしたわけでありまして、内閣法制局というのは、政府の各省に対して

○茂串政府委員 選挙制度につきましては、これは申すまでもないことで、いわば国の根幹に触れ

る重要な制度でございますし、また国権の最高機関である国会の構成の基礎をなす制度でございます。それだけに非常に慎重な検討を要する問題であらうかと思つてございまして、先ほども申し上げましたように、この点につきましては原省である自治省で十分に御検討の上で、また特に問題がございます場合には、私ども、自治省からの御相談を受けた上で協議するという事で考えておる次第でございます。

山田(芳)委員 そうすると、相談がないとそれは意見としては申し上げない、後は自治省の判断に任せる、こういうことですか。

○茂串政府委員 たびたびのことでございますけれども、このような重要な制度につきましては、自治省あるいはまた国会みずからにおかれましては十分に御検討の上で、もし私の方でお役に立つようなことがあれば御相談を受けて処理したい、かように考えておる次第でございます。

○山田(芳)委員 地方区の定数あるいは全国区の参議院の選挙制度の問題について、福田総理は各党の話し合いに云々と言われているわけですが、それもそのとおりだと思いますけれども、私は、政府側が各党の話し合いに任せて手をこまねいて見ているという事はよくないと思う。少なくともこの逆転をしているという、人口が多いのに定数が少ない、まだ、一緒だというなら格差があるという程度ですけれども、人口が多いのにかかわらず定数が少ない、人口が少なくなにかかわらず定数が多いという逆転のところだけは、少なくとも政府としては何らかの措置をするという事を考えなければならぬのではないかと、この点を――それは一対五を衆議院と同じように一対三、八まで持つていく、持っていくかぬという問題は、これは各野党なり与党を含めての各党間で話し合いをすることによって、政府がどう提案をされるか、そのままとしたところで提案されるというこの前の衆議院の定数は正と同じ措置をとつていいと思つて、少なくともこの逆転をしているところだけは、政府側において何らかの意思を表示

し、一定の措置をとるということが必要なのではないか。それを含めても各党に任せますということとは、私は政府は怠慢ではないかと思うのです。が、大臣、いかがでしょう。

○小川国務大臣 確かにいま御指摘になっておる点は大きな問題だと存じます。

そこで、同じことの繰り返しになってまことに恐縮でもあり、お恥かしいわけでございますが、やはりこの問題につきましては、具体的にどうするかという事は各党の間で御検討いただいて、政府はこれに追随していくというたてまえを崩すわけにはまいりかねますので、いま御指摘の点につきましても、私どもとしての見解の表明は、ひとつ御容赦をいただきたいと思います。

○山田(芳)委員 ちよっと了承かねます。というのは、この前の公選法の改正のときも、確かに衆議院の定数は正の問題については、各党間で話し合いをつけたわけですから、それを含めて政府案としての公職選挙法の改正案というものが出来たとして、私どもの方が、私を提案者とした修正案まで出して、それを可決して公選法改正をしたという経緯があるのを見まして、確かに各政党で話し合いはするけれども、政府案として出してくるという形をとつたという点を含めて、やはり政府においてこの点はおかしいという事はもう十分おわかりのこと、何遍申しあげても繰り返すのにならざるを得ない、その点はひとつ十分検討されるという事をぜひ要望したい。これから各党の話し合いが始まるというふうに考えておりますので、その点を含めて政府側も十分対応措置を考えておいていただきたいと思います。まあ申しかねるとおっしゃいますから、時間もございませぬから、一応この程度にとどめておきます。

次に、この間の公選法の改正、私どものいわゆる修正案を含めて相当大幅な公営制度が進みまして、先ほども大臣の言われているように、諸外国に比べて相当進歩をしているということについては私は異論はございませんが、しかし、これは国会議員だけの公営であるわけでは、これは地方

団体の果敢階ぐらゐまで、あるいは指定都市ぐらゐまで同様の公営制度を拡充していくということ、やはり政府において考えていただくかなければいかぬ。なぜなら、確かに国会議員の選挙の問題については、われわれ各政党の代表者にとり、いろいろ話し合いをするという事はあるけれども、やはり地方団体のこれに沿つた――たとえ知事などというものは、国会議員と全く同様の公営制度でいまでもやつてゐるのに、すでにも相当程度の知事選挙があらちで行われているけれども、公営については国会議員とは格差がある。こういうことでは私はおかしいと思う。しかし、費用がかかるとおっしゃつても、これはまあ地方の費用ですから、国の費用は直接地方自治体の選挙は関係ない。もちろん交付税の積算基礎は要するという事はあるにしても、当然国が、国会議員の選挙がそう変わった以上は、地方段階において同様の措置をとるべきだと思つたのですが、そういう改正をいつ考えようかと思つたのか、ひとつその点をお伺いをしたい。

○佐藤(順)政府委員 ただいま御指摘のように、確かに選挙公営は、国会議員の選挙についてやや厚いことは確かでございます。一昨年初創設されました選挙運動用のピラとかポスターとか、あるいは選挙運動用自動車の公営の制度なりについて、やはり国会議員の選挙に関するものであるわけでございますが、しかし、こういったものをさらに地方の選挙にまで拡大していくかという点につきましても、やはり選挙のあり方、選挙運動のあり方、したがって選挙公営のあり方という点で考えていかざるを得ず、やはりそこにおのずから選挙の種類によります選挙のあり方、選挙運動のあり方があるものですから、そういったものを総合しながら考えていかざるを得ないと思つておる次第でございます。

○山田(芳)委員 私は、これはもちろん町村会等の端までやりなさいなんて、いまでも言うてません。せめて県の段階あるいは指定都市の段階までと申し上げておる。当然、いままでもありとあらゆる行為

は、あるいは選挙の運動それ自体は、たとえば県知事ベースですと、大体参議院の全県を一つの選挙区としてやるわけですから、同等の措置がされているのです。それがいまは国会議員と府県の知事とは違ふのですから、これは早急にやはり国会議員に行われる公営の制度は、知事の選挙あるいは指定都市の市長の選挙というものは、これはもう従来から一緒なのですから、そこまではやはり早急に及ぼす、それから、先ほど阿部委員からもお話しがありましたように、でき得べくんば都道府県議員の選挙あるいは指定都市の議員の選挙を行へば、いまでも、地方が条例なり何なりで任意に行へば行へる道を開くということも早急に、公選法が国会議員について改正されたならば、府県段階、指定都市段階までは早急に後を追つて政府案として提案するべきではないですか。それをまだ検討なんというのは、私はその理由がよくわからない。いままで同じですわね。枚数は違つても、はがきは公営にします。ポスター掲示場は公営にします。全部知事と参議院選挙と同じなんです。それなのに今度だけはちよっと――都道府県の知事選挙があつちよつちで行われているけれども、鹿児島でも宮城でもみない行われているけれども、格差があるという事はおかしいのじゃないですか。

○佐藤(順)政府委員 先ほど申し上げたような次第で、まだ検討中でございますが、しかし、御趣旨の点を体しまして、さらに引き続き研究させていただきます。

○山田(芳)委員 それは統一地方選挙ぐらゐまでにと思われるかもしれませんが、これから知事選挙がたくさん行われる可能性があるので、早くやつてくださ。私も佐藤選挙部長と一緒に選挙局におつた人間ですから、選挙のことについてはよく知つておりますから、そんなむづかしいことを言つてゐるつもりはありません。しかし、一日も早く追つかけていくということが、法のもとにおいてもやはり受けるべき利益というものは平等にしていかなければならぬ、私はそう思うので、

そんな検討なんて、なまぬるいことを言わぬと、早急にひとつ政府案を出していただきたい。ほかの問題もある、そんなものを出すという問題が起るといふので遠慮されているのかどうか知りませんが、やはり毎年毎年知事選挙が行われる、指定都市の市長選挙も行われるという可能性があるので、早急にひとつ公営を地方段階まで同様の措置ができるように検討していただきたいというのを申し上げておきたいと思ひます。

次に、この間の選挙で新しくできたところの個人ビラの新聞折り込みについて、選挙の行われる前にずいぶんこの問題については、政府当局に對して、われわれは拒否されるというふうなことのないよう善処をすべきであるということ、当時の自治大臣も、これは新聞協会その他にも話をして善処をしていただくように一生懸命努力をしますという話でありましたけれども、若干の地域において必ずしもそれが行われなかったという実情があるようであります。また、この六月、七月段階で参議院の選挙があるわけですが、これは一体どういうふうな処理をされるつもりであるか、ひとつ伺ひをしたいと思います。

○佐藤(順)政府委員 この選挙運動用ビラの新しい制度は、何分にも折り込みを依頼される候補者側と、それから折り込みの依頼を受けます新聞販売店側との間の契約になるわけでございます。すので、一方当事者である新聞販売店の十分な了解、了承のもとに進んでいかなくてはならないという問題点があつたわけでございます。

そこで、改正法の趣旨を新聞協会を通じて各新聞販売店まで徹底いたしますように一方ではお願いをしますとともに、新聞販売店側が一番心配しておりますAという候補者、あるいは甲という政党の方のビラを入れることが、即A候補者ないしは甲政党を支持していることになるのではないかと、そういう心配、そういう点の誤解を解く意味におきまして、各新聞に広告を出す等、ずいぶん努力をいたしました。それからまた各府県の選挙を通じて、一方では販売店側に、一方では

は依頼をされる候補者側に理解を求めるといふこともいたしまして、ずいぶん徹底をいたしました。実は私もといたしましては、全国的には余りこのトラブルは聞いておらないわけでございます。もちろん皆無ではございませんで、選挙が終りましてから二、三の府県でそういうことがあつたというのを聞きますが、しかしそのうちに、県の選挙が早速乗り出して説得いたしましたところ、早速販売店側は了承したというところもありました。ついに話のつかなくなったところは実は一、二聞いておるわけでございます。そのようなことで、全体としては順調にいったのではないかと、この把握をいたしております。しかし参議院の通常選挙も控えておりますので、新制度につきましては、他の改正内容ともどもできるだけ周知徹底を図つてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山田(芳)委員 配布方法については、われわれとしては、戸別配布も認めるべきだという立場から言ふならば、そういうトラブルがあるということからも一つは戸別配布ができるという制度を開くべきだという意見を持ったわけでありましたが、参議院選挙にはぜひひとつそういうことのないように努力をしてみたいと思ひます。

次に、法律改正案に対する質疑であります。国の選挙というものは委託をするわけであり、いわゆる都道府県の選挙管理委員会並びに市区町村の選挙管理委員会にお願いをして国の選挙をやるという形になります。ところが、御承知のように、地方団体は、それぞれ給与と単価その他が違ひます。やはり大都市の方が給与と単価が比較的高く、町村段階では低いわけであり、自治省の財政当局から言へば、財政的にラスパイルスの高いのはできるだけ正せよとかなんとかいふ意見があります。それはそれとして、少なくとも委託をする以上は、現状の状況といふものを前提としてお願いをする、委託をする。言うならば、標準的な経費だけで委託をしていくということになると、超過勤務手当やその他の手当が実態とギ

ャップができていくというのが現実であります。したがって、いつもこの選挙管理委員会等においては、超過勤務手当の単価がきつめて現実とは離れていくではないかという要請があるわけであり、だから、そういう点については、今度法律等も改正をされて、実態に少しでも近づけようという努力をされているわけですから、この超過勤務手当その他については、都市の選挙管理委員会の職員の高給が高い、高いことがいいとか悪いとかの論議はなくて高いという実態に基づいて、それをその人たちにお願ひをする以上は、それに近い経費を委託をお願いするという形でなければならぬというふうな思ふわけであり、高いところ、低いところというところを法律に書くわけにはなかなかいかぬだろうと思ひますから、私は調整費といふものを相当大幅に取つて、そういうところには一定の調整費を出して、職員間における不満がないような処置をひとつせひしてほしいと考えるわけであり、そういう点は一体どうなるのであらうかということをお伺ひをしたいと思います。

○佐藤(順)政府委員 この法律につきましては、実は山田委員非常にお詳しいわけでございます。かつてこれの施行に当たつていただいたこともあつたわけでございます。まさにいまお話のありましたとおり、委託をいたします事業でございますが、さてその経費を各団体に配分するにつきましては、制度といたしましては、どうしても標準的な経費といふものを設定せざるを得ないわけでございます。地方財政計画に基づく給与と単価といふものを設定をいたしました。さてそれを市区町村という各段階別に配分するに当りましては、給与と実態調査の結果による格差と申しますか、その実情を反映するようにいたしまして、できるだけ適正な配分に努めたいと考えているわけでございますが、しかし何と申しまして、もとに当たります給与と単価につきましては、標準的な単価を設定するほか制度的にはないわけでございます。そこでそのようにいたしましてやつておるわけでございます。

さいですが、しかしこれもまた山田委員も御承知のとおり、経費の基準法は、あらかじめ法定した基準によりまして選挙の経費をお渡しするといふたてまえになっております関係上、各地方団体ではあらかじめ交付されるであろう経費を算定の上、それに基づいて計画的に執行することができ、しこうして各費目の間は、これをあくまで基準としております関係上彼此流用することでもできるといふことにはいたしません。

したがって、部分部分につきましてはいろいろ問題がございますけれども、具体的な選挙執行に当たりましては、各費目の流用も図りつつ、できるだけ計画的、合理的に運用していただく、そして結果が出た場合に、これまたいま御指摘のとおり、しばしば実支出額と国からの交付額との間にギャップがあることを承知いたしておりますけれども、このすべてがいわゆる超過負担といふことになるかということについては、地方団体側もすべてがそうかどうかという点については、いふ点についてある程度相互理解が成立しているところでございますので、選挙が終りました後で十分各選挙と、一方では検討もし、一方では話し合ひもいたしまして、上回つた分をさらにこれをどうしても調整する必要があるということが合意に達しました場合には、これまたいまお話がありました調整費によりまして調整するということではないかと申します。ことし約五億円の調整費を計上いたしまして、次の参議院の通常選挙を遺憾のないようにいたしていきたい、こう考えている次第でございます。

○山田(芳)委員 そういう点を十分配慮してもらいたいというのは、非常にリスクの伴う、本当にその瞬間その瞬間で非常に苦勞する選挙管理委員会の職務執行でありますから、実を申しますと、率直に言つて、昔われわれが現実にならぬ事務を執行していたときには、いまお話をあつた彼流用の部分が相当弾力性を持っておつたのだけれども、最近では物価の高騰その他によって非常にぎしぎししてきて、余り弾力性がないということ

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
二千人 千人未 満上		一、四九〇			一、〇一〇
三千人 千人未 満上		一、六五〇			一、一七〇
五千人 千人未 満上		一、九七〇			一、三三〇
一万人 千人未 満上		二、四五〇			一、六五〇
二万人 千人未 満上		三、五七〇			二、四五〇
三万人 千人未 満上		四、八五〇			三、二五〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
千一人 千人未 満上		八五、三六七円	八四、八四七円	六八、七五九	六一、三六五円
二千一人 千人未 満上		一〇〇、〇五一	九九、〇一一	六八、七五九	六八、七五九
三千一人 千人未 満上		一四二、〇九九	一四〇、五三九	九五、一六一	九五、一六一
五千一人 千人未 満上		一七七、八八七	一七四、二四七	一二〇、一一三	一二〇、一一三
一万一人 千人未 満上		二二九、二九一	二二三、五七一	一五四、〇一一	一五四、〇一一
二万人 千人未 満上		二九六、八九四	二八八、五七四	一九五、九七五	一九五、九七五
三万人 千人未 満上		三三九、九七五	三二八、〇一五	二二七、二〇三	二二七、二〇三
四万人 千人未 満上		三九〇、一三七	三七五、五七七	二五九、二二九	二五九、二二九
五万人 千人未 満上		四八二、二五三	四五九、八九三	三二〇、三五九	三二〇、三五九

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
千一人 千人未 満上		五七、八七〇円	五七、八七〇円	三四、六〇八円	三四、六〇八円
二千一人 千人未 満上		六九、四四四	六九、四四四	三九、五五二	三九、五五二
三千一人 千人未 満上		一〇四、一六六	一〇四、一六六	五九、三二八	五九、三二八
五千一人 千人未 満上		一二七、三一四	一二七、三一四	七四、一六〇	七四、一六〇
一万一人 千人未 満上		一六二、〇三六	一六二、〇三六	九三、九三六	九三、九三六
二万人 千人未 満上		二二四、一一九	二二四、一一九	一二三、六〇〇	一二三、六〇〇
三万人 千人未 満上		二六六、二〇二	二六六、二〇二	一五三、二六四	一五三、二六四
四万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
五万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
六万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
七万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
八万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
九万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十一万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十二万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十三万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十四万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十五万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十六万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十七万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十八万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
十九万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四
二十万人 千人未 満上		三二二、四九八	三二二、四九八	一七七、九八四	一七七、九八四

第五條第四項の表を次のように改める。

第五條第六項中「千四百十六円」を「二千四百三十円」に改める。

第六條第一項の表を次のように改める。

第六條第二項の表を次のように改める。

第六條第三項中「二万六千二百五十円」を「二万九千七百五十円」に、「三万二千八百十円」を「三万七千九百十円」に、「三万九千三百八十円」を「四万四千六百三十円」に、「四万二千六百六十円」を「四万八千六百四十円」に、「四万五千九百四十円」を「五万二千六十円」に、「五万二千五百円」を「五万九千五百円」に、「五万五千三百十円」を「六万二千四百八十円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

第八條の二の表を次のように改める。

候補者数	区市町村	区	市	町村
九人未満		七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円
十九人以上 三十人未満		八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
三十一人以上 五十人未満		八、五〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇
五十一人以上		九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇

演説会場の施設の面積		区	市	町	村
		開催の時 午前 午後	午前 午後	午前 午後	午前 午後

百六十五平方メートル 未滿	三、三六〇 円	九、七九四 円	二、八四〇 円	九、二七三 円	二、七四〇 円	八、二四三 円
百六十五平方メートル 以上	三、三六〇	九、八〇三	二、八四〇	九、二八二	二、七四〇	八、二五二
三百三十平方メートル 未滿	三、三六〇	九、八四二	二、八四〇	九、三二一	二、七四〇	八、二九一
三百三十平方メートル 以上	三、三六〇	九、九二二	二、八四〇	九、四〇〇	二、七四〇	八、三七〇
四百九十五平方メートル 未滿	三、三六〇	九、九二二	二、八四〇	九、四〇〇	二、七四〇	八、三七〇
四百九十五平方メートル 以上	三、三六〇	九、九二二	二、八四〇	九、四〇〇	二、七四〇	八、三七〇

第九條第二項中、「四千三百四十四円」を「六千三百八十四円」に、「四千三十二円」を「六千三百八十三円」に、「三千三百四十四円」を「五千四百五十三円」に改め、同條第七項中「三百円」を「三百四十円」に、「三百八十円」を「四百三十円」に、「四百五十円」を「五百十円」に、「四百九十円」を「五百五十円」に、「五百三十円」を「六百円」に、「六百円」を「六百八十円」に、「九百円」を「千二十円」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

第二類第二号 公職選舉法改正に関する調査特別委員會議録第二号 昭和五十二年三月二日

学校以外の施設		学校		施設	演説会開催の日	演説会開催の時	区市町村	区	市	町	村
夜間	昼間	夜間	昼間								
二五、三六	八、六五	三、三六	五、二五	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					
二五、八三	二五、八九	三、三六	三、八九	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					
二四、八四	七、六五	二、八四	四、六五	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					
二四、八四	二四、六五	二、八四	二、六五	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					
三、三六	七、五五	一、九二	四、五五	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					
三、三六	三、〇八	一、九二	一、〇八	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日	平日又は土曜日の午後、土曜日の午後、日若しくは休日					

第十條第三項中「一万一千五百八十四圓」を「一万七千二百四圓」に、「一万七百五十二圓」を「一万七千二百圓」に、「八千九百十六圓」を「一万四千五百四十圓」に、「平日の昼間（土曜日の午後を除く。）」を「平日又は土曜日の昼間」に改め、同條第三項中「第九條第七項」を「前條第七項」に改める。

第十三條第一項中「前條」を「第十一條」に、「經費（啓蒙宣伝の經費を含む。）」を「經費（啓蒙宣伝の經費を含む。）の額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

[illegible][illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

- 衆議院議員選挙
参議院議員選挙
三 認定出先機関
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
四 大都市
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
五 区
- 一、七二四、四八五円
一、七八〇、七九五円
九五〇、五一二円
九七八、六六七円
三、六六六、四五五円
三、七六八、五九五円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
五万人未満	二、三三三、一二五円	五万人以上十万人未満	二、九一七、一二五円	十万人以上十五万人未満	三、六二七、六二五円
十万人以上十五万人未満	二、四三四、四〇九円	十五万人以上二十万人未満	二、九七八、四〇九円	二十万人以上二十五万人未満	三、六八八、九〇九円
二十五万人以上三十万人未満	二、四三四、四〇九円	三十万人以上三十五万人未満	二、九七八、四〇九円	三十五万人以上四十万人未満	四、五六二、五〇九円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
三万人未満	一、一五、九三三円	三万人以上五万人未満	一、五五、三〇〇円	五万人以上十万人未満	二、四四、一二三円
五万人以上十万人未満	一、一五、九三三円	十万人以上十五万人未満	一、五五、三〇〇円	十五万人以上二十万人未満	二、四四、一二三円
二十万人以上二十五万人未満	一、一五、九三三円	二十五万人以上三十万人未満	一、五五、三〇〇円	三十万人以上三十五万人未満	二、四四、一二三円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
千人未満	一、一五、九三三円	千人以上二千人未満	一、五五、三〇〇円	二千人以上三千人未満	二、四四、一二三円
三千人以上五千人未満	一、一五、九三三円	五千人以上一万人未満	一、五五、三〇〇円	一万人以上二万人未満	二、四四、一二三円
二万人以上三万人未満	一、一五、九三三円	三万人以上四万人未満	一、五五、三〇〇円	四万人以上五万人未満	二、四四、一二三円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
五十万人未満	一、一五、九三三円	五十万人以上七十五万人未満	一、五五、三〇〇円	七十五万人以上一百万人未満	二、四四、一二三円
一百万人以上二百五十万人未満	一、一五、九三三円	二百五十万人以上五百万人未満	一、五五、三〇〇円	五百万人以上一千万人未満	二、四四、一二三円
一千万人以上二千万人未満	一、一五、九三三円	二千万人以上三千万人未満	一、五五、三〇〇円	三千万人以上四千万人未満	二、四四、一二三円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
二百五十万人以上	一、一五、九三三円	二百五十万人以上	一、五五、三〇〇円	二百五十万人以上	二、四四、一二三円
二百五十万人以上	一、一五、九三三円	二百五十万人以上	一、五五、三〇〇円	二百五十万人以上	二、四四、一二三円
二百五十万人以上	一、一五、九三三円	二百五十万人以上	一、五五、三〇〇円	二百五十万人以上	二、四四、一二三円

- 二 都道府県の支庁又は地方事務所
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
三 認定出先機関
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
四 大都市
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
五 区
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
六 市
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
- 一、四四六、三一五円
一、五〇二、六二五円
七三九、五八二円
七六七、七三七円
三、〇〇三、五五五円
三、一〇五、六九五円
一、三五〇、〇二五円
一、四一一、三〇九円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
三万人未満	一、一五、九三三円	三万人以上五万人未満	一、五五、三〇〇円	五万人以上十万人未満	二、四四、一二三円
十万人以上十五万人未満	一、一五、九三三円	十五万人以上二十万人未満	一、五五、三〇〇円	二十万人以上二十五万人未満	一、五五、三〇〇円
二十五万人以上三十万人未満	一、一五、九三三円	三十万人以上三十五万人未満	一、五五、三〇〇円	三十五万人以上四十万人未満	一、五五、三〇〇円

選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数	選挙
千人未満	一、一五、九三三円	千人以上二千人未満	一、五五、三〇〇円	二千人以上三千人未満	二、四四、一二三円
三千人以上五千人未満	一、一五、九三三円	五千人以上一万人未満	一、五五、三〇〇円	一万人以上二万人未満	二、四四、一二三円
二万人以上三万人未満	一、一五、九三三円	三万人以上四万人未満	一、五五、三〇〇円	四万人以上五万人未満	二、四四、一二三円

第十三条第三項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上
金額	三〇〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円

都及び大都市のある道府県	その他の道府県	都及び大都市のある道府県	その他の道府県	都及び大都市のある道府県	その他の道府県
二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満
四二〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 認定出先機関
四 大都市
五 区
六 市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	二〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円

選挙人の数	千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金額	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

第十三条第四項中「九千円」を「一万二千円」に、「四千五百円」を「五千円」に改め、同項の表を次のように改める。

地域	都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二、七五〇円		
二級地	一、五三〇円		

三級地	一六、五八〇	八、二九〇
四級地	一七、八五〇	八、九二五
五級地	二〇、四〇〇	一〇、二〇〇
道の区域	三〇、六〇〇	一五、三〇〇

第十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「投票所入場券を郵送により配布する市区町村にあつては」を「市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵送により配布する場合は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定による不在者投票に関する書類を郵送する場合には」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として選挙人の数に応じ自治大臣が定める額を加算する。

第十三条の二第一項中（昭和二十五年法律第百号）を削り、「二百六円」を「四百二十六円」に改め、同条第二項中「市町村」を「市区町村」に改める。

第十四条第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。

第十七条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「四十三万一千九百七十一円」を「七十二万四千五百五十五円」に、「四十三万四千四百七十七円」を「七十二万四千九百三十三円」に改め、同条第三項中「二八、七六三」を「四四七、七六二」に、「二七、三四二」を「二七、二八八」に、「二八、八八四」を「四五一、四五〇」に、「二七、四一六」を「二七四、五三〇」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

理由

最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動並びに選挙事務の実情等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの基準を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年三月九日印刷

昭和五十二年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K